

平成29年第3回防府市議会定例会会議録（その4）

○平成29年9月11日（月曜日）

○議事日程

平成29年9月11日（月曜日） 午前10時 開議

- 1 開 議
 - 2 会議録署名議員の指名
 - 3 一般質問
-

○本日の会議に付した事件

目次に記載したとおり

○出席議員（24名）

1 番	曾 我 好 則 君	2 番	石 田 卓 成 君
3 番	牛 見 航 君	4 番	藤 村 こ ず え 君
5 番	宇 多 村 史 朗 君	6 番	和 田 敏 明 君
7 番	田 中 健 次 君	8 番	清 水 浩 司 君
9 番	田 中 敏 靖 君	10 番	山 本 久 江 君
11 番	山 田 耕 治 君	12 番	久 保 潤 爾 君
13 番	河 村 孝 君	14 番	橋 本 龍 太 郎 君
16 番	上 田 和 夫 君	17 番	行 重 延 昭 君
18 番	河 杉 憲 二 君	19 番	安 村 政 治 君
20 番	高 砂 朋 子 君	21 番	山 根 祐 二 君
22 番	三 原 昭 治 君	23 番	清 水 力 志 君
24 番	今 津 誠 一 君	25 番	松 村 学 君

○欠席議員

なし

○説明のため出席した者

市 長 松 浦 正 人 君 副 市 長 村 田 太 君

教 育 長 杉 山 一 茂 君 代 表 監 査 委 員 中 村 恭 亮 君
総 務 部 長 末 吉 正 幸 君 総 務 課 長 松 村 訓 規 君
総 合 政 策 部 長 熊 野 博 之 君 生 活 環 境 部 長 岸 本 敏 夫 君
生 活 環 境 部 理 事 大 田 稔 君 健 康 福 祉 部 長 林 慎 一 君
産 業 振 興 部 長 神 田 博 昭 君 土 木 都 市 建 設 部 長 友 廣 和 幸 君
入 札 検 査 室 長 内 田 和 男 君 会 計 管 理 者 山 内 博 則 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長 中 谷 純 一 君 監 査 委 員 事 務 局 長 平 井 信 也 君
選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長 賀 谷 一 郎 君 消 防 長 田 中 洋 君
教 育 部 長 原 田 みゆき 君 上 下 水 道 局 長 河 内 政 昭 君

○事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長 岩 田 康 裕 君 議 会 事 務 局 次 長 栗 原 努 君

午前10時 開議

○議長（松村 学君） 定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

○議長（松村 学君） 本日の会議録署名議員を御指名申し上げます。3番、牛見議員、4番、藤村議員、御兩名にお願い申し上げます。

一般質問

○議長（松村 学君） 議事日程につきましては、先週に引き続き、一般質問でございます。よろしくお願いたします。

これより質問に入ります。最初は、22番、三原議員。

〔22番 三原 昭治君 登壇〕

○22番（三原 昭治君） おはようございます。会派「絆」の三原です。通告に従いまして、市有三世代住宅事業について質問いたします。

市有三世代住宅につきましては、6月議会の一般質問において質問させていただきました。質問では、市有三世代住宅の設置に当たって、市から示されました市有三世代住宅の設置及び管理条例（案）についての素案に対して質問をいたしましたが、素案ということがありましたのか、明確な回答はほとんどありませんでした。

インターネットでの議会中継をごらんになった市民や、議会だより等を読まれた市民の

方々から、いろいろと御意見をいただきました。

その中には、なぜ住環境の悪い地域に建設するのか、まだ、御理解が十分されていないと思いますけどするのかや、入居期間で世帯構成員に中学生が不在となった時点での退去に強く疑問を感じている。また、買い物等の質問で執行部から、国道2号も整備されて交通の便もよくなり、隣接の周南市への買い物も容易だという答弁に、地元振興・活性化を第一義としなければならない防府市が、他市での消費を促してどうなるのか、全く本末転倒だなど、多くの御意見が寄せられました。

私は、6月議会での執行部の答弁に対し、提案された素案を精査するよう求め、今議会で市有三世代住宅設置及び管理条例（案）が提案されました。

そこで、お尋ねしますが、素案に対しての多くの指摘や意見をどのように精査されたのか、条例内容についてお伺いいたします。

また本事業は、防府市まち・ひと・しごと創生総合戦略で富海地域をモデルにした地域創生のための取り組みとして掲げ、地域活力を維持していく上で次代を担う子どもを育てる学校を核とした地域づくり推進、人口減少・少子高齢化の進行が顕著な地域対策とし、教育の再生と人口定住促進は、地域創生への第一歩となると、うたっておられます。

そこで、創生策としておられる市有三世代住宅が富海小・中学校一貫教育の推進や人口定住において、どのような効果があるとお考えになっているのか、また、同事業における将来的な展望をどのように考えておられるのか、お尋ねいたします。

○議長（松村 学君） 22番、三原議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 御質問にお答えいたします。

まず最初に、このたびの議会に議案として提出しております防府市有三世代住宅設置及び管理条例（案）について御説明をいたします。

当条例案は、基本的には現行の防府市有住宅設置及び管理条例をベースに作成しており、その中で入居資格、入居者の選考方法及び入居期間につきまして、三世代住宅独自の条件がございますので、その点に絞って御説明をいたします。

まず、入居資格ですが、親と子と孫等の直系親族の三世代以上で同居される世帯で、かつ入居申込時において、三世代同居者の中に、中学2年生以下の子どもがいなければなりません。そして、中学生以下の子どもは、義務教育期間中、原則として三世代住宅の所在地の小・中学校、つまり富海小学校、富海中学校に通学するよう定めております。なお、市営住宅や市有住宅のように、所得による入居の制限はございません。

続いて、入居者の選考方法ですが、入居申込数が、三世代住宅の募集戸数を上回った場

合、まず、三世代同居者の中で、中学２年生以下の人数が多い世帯から入居者を決定いたします。それで決まらない場合は、三世代同居者のうち防府市外から入居する人数が多い世帯から、それでも決まらない場合は、三世代同居者のうち富海地区以外の市内他地区から入居する人数が多い世帯から、それぞれ入居者を決定していきます。そして、それでもなお入居者が決まらない場合、最後は抽選により入居者を決定することとしています。

最後に、入居期間でございます。当三世代住宅の入居契約は、期間の満了によって賃貸借契約が終了し、契約の更新のない定期借家契約とするため、借地借家法第３８条に基づく定期建物賃貸借としており、入居期間は、三世代同居者の最年少の者が１５歳となった日以後の最初の３月３１日までと定めています。ただし、三世代同居が継続している場合で、入居者が希望されれば、当初の入居期間が終了した日の翌日から３年間、新たな賃貸借契約の手続きができることとしております。

また、三世代住宅入居後、三世代同居が継続している状況で、新たに子どもが生まれた場合は、その子どもが１５歳となった日以降の最初の３月３１日までを入居期間とする、新たな賃貸借契約の手続きができることも定めております。

以上が、防府市有三世代住宅設置及び管理条例（案）における入居資格、入居者の選考方法及び入居期間に関する内容の説明でございます。

なお、賃貸借契約が終了した入居者に対しましては、引き続き富海地域に居住していただけるよう、市は関係機関と連携して必要な居住支援を構ずる旨を条例第３０条に定めていますことも申し添えます。

次に、三世代住宅事業の目的、効果についての御質問でございましたが、当事業は、将来を担う子どもの道徳心や豊かな心を育むには、家族が触れ合う時間や家族のきずなを強める機会をより多く確保することが必要であり、そのためには、三世代同居によるメリットは、大変大きなものがあるとの考えから、平成２７年１０月に策定した防府市まち・ひと・しごと創生総合戦略の中に、特色ある教育の展開や藍染めによる地域おこしに取り組んでいる富海地域をモデルにした地域創生の取り組みを設定し、あわせて三世代住宅の整備をうたい込んだものでございます。

この三世代住宅の整備により、世代間で互いに支え合って生活する多世代家族の形成を促進し、子育て環境の向上及び定住促進につながっていくものと考えておりますので、御理解いただきますようお願い申し上げます。

以上、答弁いたします。

○議長（松村 学君） ２２番、三原議員。

○２２番（三原 昭治君） それでは、再質問させていただきます。今、壇上で三世代同

居のメリットは大きいという旨の御答弁をいただきました。私も、実際、三世代大変必要だと、人間関係、道徳心、全てまず家庭からがスタートだということで、私も大いに三世代同居については、関心もあり必要だと考えている一人でございます。

さて、質問ですが、先ほど、条件の中で説明がありました。6月に提示されました素案では、入居期間は世帯に中学生以下の者がいなくなるまでとしとあり、世帯員がいなくなった日の翌日から原則6カ月以内に退居することとなっていました。

このほどの条例案では、基本的には三世代同居者のうち、最年少が満15歳に達した日以後の最初の3月31日までとするということは同様だと思いますが、新たな入居期間として、三世代同居が継続しているときは、当該最年少世帯が18歳に達した日以後、3月31日を新たな入居期間とする入居手続きができるとなっています。つまり、申請によれば中学校、高校まで大丈夫ですよということだと思います。

当初、入居期間での退居条件、今回の一応入居期間として、中学生の有無となっていますが、中学生の有無とした理由とその根拠を教えてください。

○議長（松村 学君） 答弁お願いいたします。総合政策部長。

○総合政策部長（熊野 博之君） 御質問にお答えいたします。

中学生の卒業までとした理由でございますが、入居期間は家庭内教育や子育て期間という点から考えて、義務教育期間終了時が適切であろうと考えております。

また、三世代同居の継続を条件に新たに高校卒業まで入居条件ができることといたしましたことは、さまざまな方からの御意見を参考にして考えたものでございまして、一般的に、高校生までは、親と同居している割合が高いということも踏まえたことによるものでございます。

以上でございます。

○議長（松村 学君） 22番、三原議員。

○22番（三原 昭治君） 単純に義務教育課程とされたのかなという印象を受けました。

そこで、高校生までという延長——申し入れれば、延長するということは、さまざまな方の御意見をお聞きしてということで、さまざまな方々というのは、例えば、どういう方々か教えてください。

○議長（松村 学君） 総合政策部長。

○総合政策部長（熊野 博之君） さまざまな方といますか、議会の委員会でも議論させていただきましたし、庁内の各部署、教育委員会等とも、庁内でも協議いたしました結果、そういう傾向があるんじゃないかということで決めさせていただきました。

以上でございます。

○議長（松村 学君） 22番、三原議員。

○22番（三原 昭治君） また後で、この件は、お尋ねしたいと思います。

それで、今、「三世代同居が継続しているときは」ということがうたってありますが、三世代が継続しているときとは、この継続というのは、どういうことの状況を継続というのか教えてください。

○議長（松村 学君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（友廣 和幸君） お答えいたします。

継続しておるといのは、逆に継続しないという場合は、例えば、三世代のうち、一番上の世代の母親、父親が欠けた場合、いわゆる二世帯になったときという意味合いでございます。

○議長（松村 学君） 22番、三原議員。

○22番（三原 昭治君） これ、今、三世代の中でおじいちゃん、おばあちゃんがいなくなったら、これは継続とは言えないんだという理解でいいですか。

○議長（松村 学君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（友廣 和幸君） おっしゃるとおりでございます。

○議長（松村 学君） 22番、三原議員。

○22番（三原 昭治君） 何か前回の質問では、例えば、おじいちゃんとおばあちゃんとその子どもさんの折り合いが悪くなった。おじいちゃん、おばあちゃんが出ていった。すると、これはどういうふうに整合性を考えていらっしゃいますか。

○議長（松村 学君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（友廣 和幸君） お答えします。

今議員言われたように、転居して出ていかれた場合も三世代が崩れたというふうに考えております。

議員おっしゃるように、折り合いが悪くてどなたかの世代が転居されていなくなった場合というのも当然三世代が崩れた場合というふうに考えております。

○議長（松村 学君） 22番、三原議員。

○22番（三原 昭治君） それでは、ちょっと幅広く考えて、じゃあ1年でいなくなっちゃったと、三世代が継続できなくなっているということであれば、どうなるんですか。

○議長（松村 学君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（友廣 和幸君） お答えします。

今の三世代が崩れた場合で、15歳を超えて新たな契約をするときに崩れた場合には、新たなプラス3年間の契約はできないというふうになるかと思っております。

○議長（松村 学君） 22番、三原議員。

○22番（三原 昭治君） 15歳を超えて18歳だったらいけないけど、15歳だったらそういう状況でもいいということですね。

○議長（松村 学君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（友廣 和幸君） 最初の15歳までの契約期間内であれば、入居当初に三世代を構成しておいて、それが一番若い方が15歳になるまでの契約を最初の契約としていますので、その間については、欠けてもやむを得ないのかなというふうに考えております。

○議長（松村 学君） 22番、三原議員。

○22番（三原 昭治君） それは、おかしいでしょうが。契約と言われたんなら今度は18歳までも契約でしょう。同じ契約でしょう、賃貸契約でしょう。何がどう違いますか。

○議長（松村 学君） 総合政策部長。

○総合政策部長（熊野 博之君） 御質問にお答えします。

まず、入居資格、ちょっと順序立てて考えたほうがいいと思うんですが。まず、入居資格で、5条でうたっております、5条では、入居する資格、こういう条件を具備してくださいということをやっております。

それで、まず第1にその要件といいますのが、三世代同居、現に三世代同居をして、また、三世代同居するものがあることと。申込時において三世代同居予定者に14歳に達する、中学2年生までのお子さんがおられること。また、三世代同居の予定者のうち、中学校卒業、15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者は、三世代の所在地に属する通学区域云々と書いてあります。

それで今、御質問で言われます当初の資格が入居されまして、一番下のお子様が中学校を卒業されるまでの期間、一旦契約をいたします。その間に、今、議員が言われるように三世代が崩れたり、いろんな条件で今、三世代の世帯員の方のどなたか崩れた場合、その場合は、賃貸借契約で結んだその期間は崩れても、継続してお住まいになって結構です。その崩れた状況で、その契約期間を満了時に迎えた場合は、そこで三世代が崩れているということで、次の再度の契約は結ばませんということの流れにしております。

以上です。

○議長（松村 学君） 22番、三原議員。

○22番（三原 昭治君） どうもおかしい。というのは、今、更新時の話をしているでしょう。更新した後にそういうことが生じたら継続ができるということがありますが、更新した後はそういうことが生じてもいいということですか。いけないのですか。どっち

ですか。

○議長（松村 学君） 総合政策部長。

○総合政策部長（熊野 博之君） 更新する際、三世代が崩れては更新はできないんですけど、そのまま三世代を維持して更新されるという場合の考えですか。（「その後ということですか」と呼ぶ者あり）その後ですね。

今、議員がおっしゃるように、更新した後に崩れた場合、その場合は高校生、更新した場合はそのお子さんが高校生を卒業するまではオーケーですよとしていますんで、それは、高校を卒業するまでは、入居できると思います。

○議長（松村 学君） 22番、三原議員。

○22番（三原 昭治君） さっきの答弁と違いますよね、さっきのと。さっき、いけないと言って、15歳までと言われたんですよ、土木部長は。今度は、18歳までオーケーって、ちょっとよく……。

○議長（松村 学君） 総合政策部長。

○総合政策部長（熊野 博之君） 最初の契約時に一番下のお子さんが中学生を卒業するまでは入れますと。それは、途中崩れても入れます、ずうっと継続して。一番下のお子さんが中学生を卒業されて、次の更新に移れるかどうかという判断は、その時点で、三世代が継続されておれば、当然移れます。その時点で、崩れておれば、そこで更新は、もう1回で終わってしまいます。それで、三世代が崩れないまま、更新の希望をされる場合、それは、そのお子さんが高校までは続けて新たな契約により入居できます。

議員が今言われるように、更新した後、高校生の間の、続けて2回目の契約のときに、その更新の契約途中に三世代が崩れた場合、この場合は、そこで一応三世代が崩れたら、これは強制的な排除はないんですけど、契約的には続けて入居、高校の間まではできると思います。

以上でございます。

○議長（松村 学君） ちょっと答弁はまとめてくださいね。何となくちょっとずれているような感じがいたしましたので。

土木都市建設部長、何かないですか。22番、三原議員。

○22番（三原 昭治君） 最初は、15歳までですよと言われたんですよ。その次のときはもうだめですよって、とにかく基準は15歳ということで、今、総合政策部長は、そのとき基準をクリアしとけば、18歳までと。

ちゃんと話をしとってください。そういう食い違いというのは、どうも。これ、条例出されてそういう話があったらおかしいです。だから、しっかりやっていただきたいと思

ます。

それと、居住地を離れ、中学校を卒業をして高校に進学されるということで、居住地を離れて、寮生活とか他市他県に子どもさんが行かれたという場合、また、やむを得ず住所変更が必要となってきたという場合はどうなるんですか。

○議長（松村 学君） 暫時休憩します。

午前10時26分 休憩

午前10時28分 開議

○議長（松村 学君） 休憩を閉じて、会議を再開します。総合政策部長。

○総合政策部長（熊野 博之君） お子さんが三世代住宅に、いろいろなことで地域を離れて市外の学校に行かれたり云々途中あった場合、あくまで、三世代住宅から通学しているという条件で入居資格を与える考えであります。

○議長（松村 学君） 22番、三原議員。

○22番（三原 昭治君） 入居しているところから通っているというのは、条文のどこに書いてありますか。ちょっと教えてください。

○議長（松村 学君） 総合政策部長。

○総合政策部長（熊野 博之君） 条文には、事細かくはうたっておりませんが、今、この5条の関連になるんですが、入居資格で、この中の考え方として、今、こちらのほうではそういう考えを持っております。

○議長（松村 学君） 22番、三原議員。

○22番（三原 昭治君） どうも、わかりづらい。これ、条文にはうたっていませんが、大事なことだと思いますよ。こういうものが全然この中に記してないという。これはまた、後でお尋ねするかもしれません。

それと、6月の一般質問でもしつこく言ったんですが、この条件であれば、最短で子どもゼロ歳で入居した場合、6月時点では15歳まで、15年間で住みなれた親しんだ地域を出ていくということに、私はすごく疑問を感じているということをいたしました。

今回は、申し込みにより、今度は18年とさらに長くなるわけですね。さらに住みなれた家、親しんだ家を離れていくということになるんですけど、この退居の条件は、なぜつけられたんですか。

○議長（松村 学君） 総合政策部長。

○総合政策部長（熊野 博之君） お答えいたします。

三世代住宅というのは、公営住宅、市営住宅とそういう目的と若干違っておりまして、

市内外から多くの三世代で同居される方を募集いたしまして、これは、公的な、市でそういう政策的につくった三世代住宅でございますので、多くのそういう希望される、三世代を希望される皆様に住んでいただきたいと。ある一定の期間でどんどん多くの皆さんに回転して住んでいただきたいという思いがございまして、一定の期間を切って、もう入れば更新、更新と、ずうっと定住できるのではなくて、一定の期間を切らしていただいてより多くの方に、ある程度、安価な家賃で入っていただきたいと、そういう思いを持って、そういう決まりにしております。

以上でございます。

○議長（松村 学君） 22番、三原議員。

○22番（三原 昭治君） 政策的に、つくった三世代と。残念な言葉を一つ聞きました。「定住できるのではなく」という言葉で、またこの言葉の意味の中身をまた後でお聞きしたいと思います。「定住できるのではなく」というので、目的とか目標は何かなと思いたいが。

それで、例えば、今政策的に三世代というものを、住宅をつくられたと。前回の質問の中で、昨年2月、4月に田島市営住宅において、政策的に、これ、つくられたと思うんですが、隣接の住宅を利用して三世代ということで募集をされました。

残念ながら応募が1件もなかったということではありますが、これも、今言われた同様の政策的に今つくって募集をした、これからもやろうという、今後もやっていきたいということをおっしゃってました。

これもじゃあ同じように、その条件はつけられるわけですね。

○議長（松村 学君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（友廣 和幸君） お答えします。

前回、お答えしました中関の例だと思うんですけども、つくった経緯としては、相当古い市営住宅でございますので、今回の三世代住宅を意識したものではございませんので、結果として、隣接して三世代同居が可能なケースというふうに理解しております。

これが、募集してもなかなか入らないというところは、市としてPRが不足していた面も当然あるのかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（松村 学君） 22番、三原議員。

○22番（三原 昭治君） 三世代住宅を意識して設けたものではないと。おかしいでしょう、話が。三世代住宅を意識したから、隣接の住居を1つにして三世代住宅で募集したんでしょう。それを意識していないでやったわけですね。まあ、いいです。そういうこと

は、よく意味がわかりません、意味が。

次、家賃についてお尋ねいたします。6月の素案では、住宅の建設費、土地購入費などから算定し、一棟当たりの月額家賃は富海地区の活性化のためということで、受益者負担は半額とし、完全同居型を6万円、二世帯型が7万円と設定されていました。しかし、今回の提案では、完全同居型を5万円、二世帯型を6万円と減額となっておりますが、その理由を教えてください。

○議長（松村 学君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（友廣 和幸君） お答えします。

さまざまなところを精査いたしまして、家賃の算出根拠について、ちょっと誤りがあった部分がございます、今、訂正といいますか、5万円と6万円という2タイプにしております。

以上です。

○議長（松村 学君） 22番、三原議員。

○22番（三原 昭治君） 誤りがあったというのは、どこの部分が誤りがあったんですか。

○議長（松村 学君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（友廣 和幸君） お答えします。

詳しく言えば、土地の取得費の考え方が、当初考えていたのがこれを含めて算出しておりましたが、改めたものは、土地の取得費を外したものとして家賃の算定をやりかえたというものでございます。

○議長（松村 学君） 22番、三原議員。

○22番（三原 昭治君） 土地取得費が誤りだったんですか。それは、何で誤りだったんですか。

○議長（松村 学君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（友廣 和幸君） お答えします。

土地に関しては、使うことによって減耗していくものではないという考えをいたしまして、算出根拠から外したものでございます。

○議長（松村 学君） 22番、三原議員。

○22番（三原 昭治君） それは、こじつけですよ。おかしいでしょう。一つの経営的感覚、よく市長が言われる民間的な感覚で財政経営をやっていくんだと言われます。おかしいことないですか、それ、土地を外した理由にしては。

もう、言いません。聞き取りでは、クリーンセンターの例を出されておりましたが、こ

こでは、あえて聞きません。全くクリーンセンターの例と全く違います。それだけは言っておきます。クリーンセンターの例を出されて、土地をのけたということでした。クリーンセンターは管理運営だけですよね、PFIで。土地は関係ないです。まあ、いいでしょう。これもいいです。

それと次に、駐車スペースですけど、これ、何台ぐらいとめられるわけですか。

○議長（松村 学君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（友廣 和幸君） お答えします。

それぞれ戸建ての住宅の周辺に2台か3台程度は駐車できると考えております。

○議長（松村 学君） 22番、三原議員。

○22番（三原 昭治君） この駐車場の2台か3台ということになりますと、これは有料ですか、無料ですか。

○議長（松村 学君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（友廣 和幸君） お答えします。

駐車場代については、家賃に含めて考えておりますので、別途駐車場代としては、幾らということはありません。

○議長（松村 学君） 22番、三原議員。

○22番（三原 昭治君） 当然調べられていると思うんですが、あの周辺で、もし駐車場を借りた場合、月額幾らぐらいですか。

○議長（松村 学君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（友廣 和幸君） お答えします。

富海ということに関して言うと、詳しくは調べてはおりませんが、通常、市内で言うと3,000円から5,000円が月極め駐車場の料金ではないのかなと思っております。

○議長（松村 学君） 22番、三原議員。

○22番（三原 昭治君） 逆なんですよね。市内では調べてはないけど、富海では幾らですと答えなければおかしいでしょう。今、富海のことをやりよるんじゃないですか。それも調べられないで、算定したというのも、何かおかしいですよ。

そして、ここが家賃に含まれて無料ですよ。二、三台が無料です。既存の市営住宅は使用料を取っていますよね。幾ら取っていますか。それで、どうして市営住宅は使用料を取って、ここは使用料は取らないのか、それを教えてください。そこを。

○議長（松村 学君） 暫時休憩します。

午前10時40分 休憩

午前10時41分 開議

○議長（松村 学君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（友廣 和幸君） お答えいたします。

今回の三世代市有住宅ということで、政策的にも少しでも住んでいただく条件として有利なようにというところを考えまして、駐車場代は家賃に含めて考えるということにしております。

○議長（松村 学君） 22番、三原議員。

○22番（三原 昭治君） 現在、市営住宅の空き戸数はどのぐらいありますか。

○議長（松村 学君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（友廣 和幸君） 今、手元に資料ございませんので、済いません。

○議長（松村 学君） 22番、三原議員。

○22番（三原 昭治君） あっちこっち、かなり歯抜けのようにあいていると思いますので、ぜひ、今言われたような内容で、少しでも入っていただくようにということで、駐車場を無料にされたら、私は同等になると思います。

そして、先ほど優遇的に少しでも住んでいただきたいという答弁でありましたが、優遇する人と優遇しない人があってはいけなんでしょう。行政の公正、公平という観点から外れていますと私は思います。

少しでも住んでいただきたいと言わなくても、いいと思われれば入りますよね。入居されます。何か入ってもらうために、一生懸命どんどん値段を下げたり条件を緩和したりというようなものに見えて仕方がありません。

次の質問に行きます。次は、入居資格についてのお尋ねでございます。三世代に入居することができる第5条——先ほどから総合政策部長が第5条、第5条ということを出されます。その中で、3号に三世代同居予定者のうち、15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者は、三世代住宅の所在地の属する通学区域の小学校及び中学校に就学すること。ただし、やむを得ない事情がある場合は、この限りではないとあります。

前回の質問で、小学校は条件どおり富海小学校に通学、しかし中学校は付属や私学等に進学するというケースの場合をお尋ねしたところ、いいのではないかと思いますと、明確な答弁ではありませんでした。改めて、この点についてお尋ねいたします。

○議長（松村 学君） 総合政策部長。

○総合政策部長（熊野 博之君） 御質問にお答えいたします。

このやむを得ない事情と申しますのは、原則といいますか、こちらが想定しておりますのは、特別支援学校へ通学する場合などを考えております。それと、もう一つ、市の教育

委員会の許可を得て他校区へ通学する場合、教育の自由という観点もございますことから、本人が通学されるのであれば、地域外の私立とか、希望される場合もオーケーといいますか、該当するという考えに立ってつくっております。

以上でございます。

○議長（松村 学君） 22番、三原議員。

○22番（三原 昭治君） そうじゃあないでしょう。学校教育法に基づいて、これ、あるんじゃないですか。違いますか。

○議長（松村 学君） 教育長。

○教育長（杉山 一茂君） 濟いませぬ。ちょっと校区と外れるかもしれませんが、今、学校教育法というふうに出ましたので。小・中学生の通う学校というのは、もともと法律で決められていますが、学区といういわゆる概念と申しましょうか、決まりは学校教育法施行令で、通学する小学校、中学校を指定するというふうになっています。それに従って防府では規則を定めて、学区が決められています。

だから、富海の小学校に通う。富海の学区にあるので、その小学校、中学校に通う。これが、もともと原則です。

以上です。

○議長（松村 学君） 22番、三原議員。

○22番（三原 昭治君） 今、私言ったのは、私学とか附属という部分は教育長さんが言われた学校教育法に基づいているということ。しっかり、そういう点が全然連携がとれていないのか調べられていないのか、調べられて条例にされたのか、私はよくわかりません。こっち向いて話しましょうね。

そこで、また、お尋ねします。今、先ほど、第5条の3号を読み上げましたが、やむを得ない事情がある場合はこの限りではないと記載されていますが、やむを得ない事情とは、具体的には何ですか。

○議長（松村 学君） 総合政策部長。

○総合政策部長（熊野 博之君） 繰り返しの答弁になると思いますが、特別支援学校へ通学する場合等を想定しております。

以上でございます。

○議長（松村 学君） 22番、三原議員。

○22番（三原 昭治君） 先ほど、教育長さんが少し触れられました。ちゃんと防府市立小・中学校学区外就学取扱要領に就学学校の変更というのがあります。この第1条には、防府市小・中学校通学区域に関する規則ということで、今、支援学校と言われましたが、

当然それが入っております。やむを得ない場合は、先ほど申しました、防府市立小・中学校学区外就学取扱要領に全部書いてあります。これ以外に、やむを得ない場合というのは何があるか教えてください。

○議長（松村 学君） 22番、三原議員。

○22番（三原 昭治君） 恐らくお答えできないと思いますので。あり得ないんですよ、ちゃんと決められた規則があるのに、あえてまた、やむを得ない事情ってつけたらおかしいんですよ。教育委員会のこの規則を無視した形になるわけですよ。本当に何か、調べてそういう条例を出されてきたのか、大変疑問に感じます。

まあ、いいです。いいですけど、何とも納得いきません。こういう基本的なことが、まだわかっていないで、条例化されてくること自体が大変疑問に感じております。

さて、次の質問に入ります。これまでに、提出いただいた、いろいろ三世代住宅の関係資料を何度も読み返してみました。

そこで、三世代住宅についての概要で、木のイラストがこう書いてありますね。これ、ここにちゃんとわかりやすく、私でもわかるように書いてあります。その中に、枝の部分、それには小中一貫教育、子育て支援とか、定住促進などが配してあります。そして、中心部には富海地区の限界集落の防止と多世代家族による家庭内教育の向上、これはわかりません。

限界集落の防止とうたってありますが、現在、富海地区の高齢化状況を教えてください。

○議長（松村 学君） 総合政策部長。

○総合政策部長（熊野 博之君） 富海地区の今の高齢化の状況でございますが、俗に言う65歳以上の老年人口の方が、8月末現在でございますが、1,020人。高齢化率にして50.6%でございます。

以上でございます。

○議長（松村 学君） 22番、三原議員。

○22番（三原 昭治君） ということは、既に、限界集落に陥っているということになりますよね。50.6%ですよ。（「はい」と呼ぶ者あり）十分このこともこうやってここまでうたってあるんだから十分調べてのことだと思しますので、これまでの高齢化人口についての推移、それと今後の予測推移を教えてください。

○議長（松村 学君） 総合政策部長。

○総合政策部長（熊野 博之君） 今、手持ちで持っている資料で答えられる範囲で答えさせていただきます。

富海の高齢化の推移に関係するものでございますが、65歳の老年人口の推移ござい

ます。

昭和55年に791人、それで平成に入りまして、平成2年に755人、平成22年これが958人で、平成27年の資料しかないんですが、平成27年が1,001名となりまして、昭和55年と平成27年を比較しまして127%、要は人口が増えております。127%、比率で言うと、昭和55年のときより増えております。

それで、今後の見込みですが、ちょっと地域ごとのは、今ちょっと手持ちにないんですが、かなり今から人口の減少が見込まれますので、当然今からの見込みもかなり高齢者が多いということで、今から5年先ぐらいから高齢者の人口自体も防府市は減ってくると、65歳以上の方も減ってくるという見込みを立てておりますんで、富海のような高齢者の多いところは人口減少も激しくなってくる可能性は秘めておると思います。

○議長（松村 学君） 22番、三原議員。

○22番（三原 昭治君） しっかり、私はここまでこういう事業をされて条例提案までされるんだから、しっかり調べられて、もうちょっと具体的に数値で予測等が出てくると思っていたんですが、それは残念でした。

また、たしか限界集落という言葉の中で、3段階ありましたよね。3段階。このまま推移していくと、富海地区はどうなると思われませんか。

○議長（松村 学君） 総合政策部長。

○総合政策部長（熊野 博之君） このまま推移していきますと、当然人口は減って高齢化率もかなり高い集落、今もそういう状態ですが、よりひどくなる可能性がございます。そういうことに歯どめをかけるためにも、地方創生等のさまざまな施策を一体的に展開して、食いとめようとしておるところでございます。

以上でございます。

○議長（松村 学君） 22番、三原議員。

○22番（三原 昭治君） 大変、こういう限界集落、その次に行きますと危機的集落と、70%超えると危機的集落ということらしいですよ。しっかり歯どめをかけていただきたいんですけど、現状の対策として三世代住宅が建設されるわけですが、今の対策として。将来的にどの程度建設すれば、限界集落の防止ではなく、現状の解消に効果が出てくるのか教えてください。

○議長（松村 学君） 総合政策部長。

○総合政策部長（熊野 博之君） 個別に何棟どれだけ建てればいいのかというのは、はっきりはわかりませんが、こういう市内外から、特に市外の方をこういう地域に呼び込む施策を打ちまして、三世代住宅もその一つでございますが、そういう居住環境をつくってき

ていただいて、その方がまた地域内に住めるような政策もあわせて考えていきまして、人口減少対策をしていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（松村 学君） 22番、三原議員。

○22番（三原 昭治君） 当然ここまでうたってあるんですから、シミュレーションはされているということで、具体的にはしていないということでありました。

ちなみに60歳から64歳の方々が最も多く156人いらっしゃいます。ひよっとすると、来年かなりの方がまた、この65歳以上ということになるわけです。

ところで、この事業に当たって、市民の方々から、この事業はもう確定したのですかという問い合わせをたくさんいただいております。

それはなぜかと言うと8月15日付の市広報に掲載された市有三世代住宅の建設についてと、市有三世代住宅を建設しますというのを見られて、私にいろいろ質問されたり、もうできるんじゃないかという話をたくさん聞きます。

さらに、それに今回、自治会長さん等々から今回9月1日付で自治会が配布した中に、こういう黄色のチラシが入っていました。市営三世代富海住宅の建設と入居募集に関するお知らせ、三世代で幸せますというタイトルで入っておりました。

この中には住宅は30年4月の新学校に間に合うよう、30年2月までには建設し、3月には入居できるよう準備を進めておりますと。裏には、家賃や入居要件等の詳細は、10月1日以降に市のホームページ等でお知らせをいたしますということが書いてある。これ読めば、一般の市民の方は、何もこの今の状況を知られないので、ああ、そうだなと思われる。どこで、どのように議会はみんなオーケーしたのかねということも、いろいろ聞かれます。

しかし、よくよく考えてみれば、これ、市が提案した設置及び管理条例は、今、議会で審議中ですよ。これから先どうなるか、まだわかりません。可決されるか否決されるかどっちかしか、私はないと思います。

しかし、あたかもこういうふうにもう決まったかのごとく先行してこういうチラシを配布されるということは、議会被軽視されているとしか、私には思えません。それは、いかがですか。

○議長（松村 学君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（友廣 和幸君） お答えします。

今、黄色いチラシでございますが、内容については、議会のほうで予算を認めていただいた分について記述にとどめておりまして、家賃を含めて詳細については、議員も申され

たとおり10月1日号の——認めていただければ、市民の方に広くお知らせするというふうに考えております。

○議長（松村 学君） 22番、三原議員。

○22番（三原 昭治君） 確かに、建設費は認め、可決しました。だけどこれ、一体じゃないんですか。一体のものとは違うんですか。

○議長（松村 学君） 暫時休憩します。

午前11時00分 休憩

午前11時01分 開議

○議長（松村 学君） 休憩を閉じて、会議を再開します。土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（友廣 和幸君） お答えします。

今もお答えしましたように、議会で認めていただいたものについて、今現在でお知らせしておるということでございます。

○議長（松村 学君） 22番、三原議員。

○22番（三原 昭治君） それじゃあ、ちゃんと明記すればいいじゃないですか。今、運営に関しては、条例を提案をして、今審議しておりますと。可決されれば説明いたしますと、否決されればできませんと。こんなばかげたチラシはないんですよ。だけど、建物は認めてもらった、じゃあ、建物、建てなさい。設置条例はペケになったらどうなるんですか。一番大事な運営の部分を、今我々、一生懸命審議しよるんじゃないですか。

私がいろいろ質問しよるのは、もういろんな受け取り方があって構いません。だけど、やっぱりきちんとこういうものはすべきでしょう。納得してきちんと精査してくださいよということで、私は、建設費、本当はどうかと、思っていましたけど、認めてしまいました。今大変反省しております。

だけど、こういうやり方は、本当に議会軽視ですよ。これまでもたくさん私は、いろいろと市民の方々から言われてきました。まだ、決まってもせんのに、もう出ちよるじゃないかといって。十分気をつけていただきたいと思います。

それで、市は、地域創生の取り組みとして、人口定住促進とされていますが、定住とは、一定の場所に住居を構え住み着くことであるということが、どの辞書を見ても出ておりません。先ほど、私が言いました、総合政策部長が定住してもらうものではないような発言をされましたが、これと全く反しております。今回の条例内容では、これは定住ではなく、一時居住だと私は思います。

また、一貫教育とは、同一校で目的に応じた教育を通して行うことで、特に小・中・高

を通して継続的、効果的に行う教育課程のことを言い、同じく条例案の内容からはそれがうかがえません。教育の再生と人口定住は地域創生の第一歩となるという目的、目標から、今回の条例案の内容を見る限り逸脱しているとしか私は思えません。

この条例案であれば、特段、富海地区に限定しなくても、どこでも当てはまるような内容ではないかと思います。しっかりと、もっと中身を精査してくださいとは言いません。私は、今申しましたように限定する必要性がないように思えて仕方ありません。

以上で、私の質問を終わります。

○議長（松村 学君） 以上で、22番、三原議員の質問を終わります。

○議長（松村 学君） 次は、3番、牛見議員。

〔3番 牛見 航君 登壇〕

○3番（牛見 航君） 「自由民主党清流会」の牛見航です。今議会もどうぞ皆様、よろしく願いいたします。私ごとではありますが、今議会が私にとって独身生活最後の一般質問となります。3月議会の一般質問から要望してまいりました情報発信について、今議会で一区切りとさせていただき、次回議会からは、少子化問題にも公私ともに積極的に取り組んでまいりたいと思いますので、どうか、執行部の皆様、誠意ある、そして建設的な、そして未来に向け積極的な御答弁をいただきますようどうかよろしくお願いいたします。それでは、本題に入ります。

前回、6月議会におきまして、情報発信について質問させていただきました。特に、防府市のPR動画の費用対効果については、議会後も非常に多くの市民の皆様から反響をいただいております、これまでの防府市の長年の課題である発信力について、多くの市民の皆様も同様に大きな課題であると考えられていることを強く感じました。私が3月の議会より要望しておりましたフェイスブックなどのソーシャル・ネットワーキング・サービス、SNSにおきまして、防府市の総合的な情報を発信するアカウント作成の要望について、前回議会において、9月の開設を予定していると、前向きで期日のある大変ありがたい答弁をいただきました。そして、そのお言葉どおり、この9月4日にはフェイスブックの総合的なアカウント作成が完了、運営がスタートされましたこと、私も大変うれしく思っております。期間が短い中、早急に動いていただいた執行部の皆様、この場をお借りしまして御礼申し上げます。ありがとうございます。

先日、情報統計課のほうに伺いまして、このフェイスブックの取り組みを伺ってまいりました。まず、一番印象的だったのが、統計課の皆さんが生き生きと楽しそうに仕事していらっしゃる姿を見たことです。牛見さん、今、各課にどんどん連絡して、情報どんどん

集めているんですよ。これからいっぱい発信していきますので、よろしくお願ひします。そういった前向きなお話をしていただくことができ、本当にうれしく思っております。こういった前向きな、建設的な一歩前に進んだことがこういった市役所の雰囲気もどんどんよくしていくことにつながるんじゃないかと、私は改めて感じた次第でございます。

それでは、質問に入らせていただきます。

1つ目の質問です。防府市の総合的な広報戦略について、現状の取り組み、そして今後の課題について教えてください。

続きまして、防府市の今までの情報発信の課題は、ツールや手段といった発信媒体などのハード整備ではなく、実際はそのハードを使い、どのように運営していくかというソフト面、また広報戦略の欠如にあると考えます。私はやはり、防府市を市内、市外へとしっかりPRしていく、広報戦略をしっかりと立てていくために、それに携わる人と予算が必要であると考えます。今議会が終われば、来年度に向けての予算が組まれていくことと思いますが、来年度の広報課設立実現に向けて防府市の現状の考え方、課題があれば教えてください。

○議長（松村 学君） 3番、牛見議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 近々、御結婚御予定とのことで、心よりお喜び申し上げ、質問にお答えしてまいりたいと存じます。

本市における広報活動について、さまざまな角度から御提言や御意見を頂戴いたしておりますことにまず敬意を表します。現在の本市における広報活動でございますが、まず、市民の皆様に対する市政情報の発信といたしまして、広報ほうふの発行や、これは月に2回行っておりますが、行政情報番組であるケーブルテレビの制作を総務課広報室が担当いたしております。

次に、市内外へ向けた観光情報の発信といたしましては、各種パンフレットやYouTubeにおける観光PR動画につきまして、これはおもてなし観光課が担当しております。さらに、主に市外の方に向けた情報発信といたしまして、総務省の移住関連情報サイト「全国移住ナビ」やYouTube等で公開している防府市移住プロモーション動画につきまして、これは総合政策課が担当しております。そのほか、ホームページやメールサービス等につきまして、それぞれの担当課が業務内容に応じて担当いたしております。御指摘のように9月4日には、総合的な市政情報を発信する媒体といたしまして、新たにフェイスブックを開設いたしましたが、その運用につきましては、当面は情報統計課が担当することとなっております。皆様も御存じのとおり、フェイスブックは多くの利用者を誇るS

NSでございますので、まずは、この内容の充実を図りながら、適切で効果的な情報発信を行ってまいりたいと存じます。

以上、申し上げましたとおり、現在、本市の広報活動は情報の内容により、それぞれの部署が担当しておりますので、今後も各担当者一人ひとりが市の広報マンであるという意識を持って、さまざまな情報発信をしていくことが必要であるとともに、日々発展するインターネットサービスの中で、その時勢に合った最も効果的な情報発信ツールを今後も絶え間なく模索し続けることが極めて重要であると考えておりまして、それを実現するために、どのような組織体制が望ましいか、しっかり検討してまいりたいと存じます。

以上、答弁申し上げます。

○議長（松村 学君） 3番、牛見議員。

○3番（牛見 航君） 御答弁いただきありがとうございます。3月議会から発信力について、いろいろお話をさせております。私のほうでも、この防府市が発信力に関して課題が常にあると考えておりまして、それに伴って、大きな5つの理由があるんじゃないかと考えております。まずここで5つの理由を発表させていただきたいと思っております。

発信力が弱い5つの理由、その1、弱いと思っていない。その2、責任者が不在である。その3、情報が集まってこない。4、戦略、戦術、計画がない。その5、人がいない。ここは専門家がいなかったり人が足りないということになるかと思っております。

この3月議会、6月議会とこういった総合的な戦略のお話、情報発信のお話をさせていただく中で、一般質問で取り上げさせていただいておりますが、毎度のこと、やはり私の質問に対して、相談に乗っていただく課、責任者というものがやはりいないというのが大きな問題ではないかと考えます。先ほどの御答弁でもありました、それぞれの担当課が今やっている、それも確かに素晴らしいことだと思います。しかし、ここにおきまして、私はやはり発信力の弱い理由として、責任者がいないことや情報が集まっていない、専門家がいないということが大きな理由の一つではないかと思っております。

発信力が弱い大きな理由に、行政の思いをしっかりと伝えることができていない、発信することができていない。そしてまたその理由に、現状の職員数が少ないこと、そして忙しいこと、それが伝えられてない理由の一つではないかと思っております。現状、市民サービスの多様化で職員の皆さんの仕事がどんどん増えております。この松浦市政、行政改革により、職員の皆様の数はこの15年で218名減っていると報告いただいております。最大で1,100名から882名、これは19.8%、20%の人が減っているということです。そしてこの15年において、また20年において、このインターネットやまた市民サービスの要望からどんどん仕事が増えていることから、やはり、こういったことに、広報に対す

る情報発信するための予算や人が足りていないのではないかと分析しております。

この広告——情報発信におきましてですが、これだけ忙しくて人が足りない、そうなるとうなるか。これは、先日同僚である河村議員がドバイやスカイツリー、大平山を例に挙げまして、防府市の印刷物の数が大平山ぐらゐの高さありますよという、わかりやすい例を出されました。あれを見まして、私、非常にわかりやすく、今、大平山を見るたびに、印刷物の山がこう上がっていくように見えて仕方ありません。非常に発信力の高い議員さんだなど私も見習いたいと思ひまして、私も例えで、わかりやすく説明をしていきたいと思ひます。

発信力が弱い、この現状の思ひを伝えることができていない、これを恋愛に例えてみます。例えば、愛情が余りないけど伝えるのは上手、口説き上手。そういったことが、例えばこれを防府市におきますと、自分が何か伝えなきゃいけない、その思ひを広告会社さん、パンフレット、ユーチューブ何々、いろいろありますけど、それを実際にやられるのは広告会社さんです。広告会社さんは伝えるのがうまいかもしれない、けど広告会社さんは防府市の情報、何を伝えたいという本当の意図、本当の思ひというものが私は伝わっていないと思ひます。それがいいのか。

もう一つは、愛情はあるけど、伝えるのが下手と、思ひはあるけど、どうやって伝えたらいいかわからない、ラブレターもうまく書けない、うまい口説き文句も言えない、それが私今、防府市の現状でもあるんじゃないかなと思ひます。市役所の皆さんが今何か伝えなきゃいけない、その思ひはある、でもそれが伝えれない、広告会社に投げる、それもいいかもしれません。じゃあ、真面目な職員さんは、じゃあ自分たちでどうにか発信してこう、それが各担当課がそれぞれ勉強していろいろやっていることだと思ひます。ですけど、残念ながら伝え方が上手だとは言えない。この2点が私は防府市の情報発信がうまくいっていない現状ではないかと考えております。

情報伝達のポイントとしまして、皆さんもちろん御存じかとは思ひますが、5W1Hという手段がございます。When、Where、Who、What、Why、How、何のために、どうやって実現するか、誰が、何をするか、何ができるか、いつやるか、情報発信改革は今でしょ。ちょっと古いですけど。こういったことが重要じゃないかと思ひます。5W1H、こちらに置きかえてみたときに、先ほど発信力が弱い理由を当てはめていきますと、そういった部分が欠如していることがわかると思ひます。5W1Hとは言ひましたが、今、民間で、そして最前線でビジネスを行う民間企業では6W2Hがもう主流になっているといひます。それは、先ほどの5W1Hに加えて、How much、Whom、幾らで誰に伝えるか、この8つの項目、6W2Hです。この6W2Hを今の防府

市に置きかえてぜひ考えていただきたい、そのように思います。また、そのためにはやはり人と時間、予算が与えられた、私は広報課が必要であり、この広報課を設立することでクリアできる可能性が一気に上がると考えております。

ここで、広報課があるとうれしい6つのメリットを考えてきました。

その1、市民への情報が行き渡る。今、大きな問題の1つとなっております庁舎建設問題や選挙管理委員会事務局長、日々悩んでいらっしゃると思いますが、どうやったら投票率が上がるかな、どうやったら若い人に行ってもらえるかな、そういったことを常に考えて悩んでいらっしゃると思います。そういった市民の情報を伝えていくため、より行き渡るためにもこういった広報課が、1つ目のメリットとして市民への情報が行き渡ることで解決されていくと思います。

その2、市外へのPR効果が期待できる。観光事業、そしてふるさと納税、企業誘致に含めても、こういったことをその課独自のその発信媒体をどのように活用していくかを考えることができる専門部署があることで飛躍的に効果が増えると思います。

それに伴いまして、その3、人口が増える、交流人口、そして定住人口、先日からも議会の一般質問で行われましたが、空き家バンク、そしてUIJターン、そしてまた企業誘致、そして起業家を増やしていく、そういった情報を発信する上で、人口が増える、市外、県外への情報発信というものが非常に重要になると思います。

その結果、その4、税収が増えます。私たちが何のために活動しているか、何をしても必ず予算というものはつきものでございます。人口が減っても、税収が増えれば豊かな市民サービスを与えることができます。税収が増える、民間企業であればまず売り上げを伸ばす、利益を出す、それが最優先のはずです。そのために何ができるか、自分たちの特性や強み、そういったものをしっかりとPRしていくことが必要です。

その5、職員さんの負担が減る、行政改革において先ほども申し上げましたが、職員の皆様の数が減っております。しかし、サービスは増えております。今の現状を各課が普段慣れない広報活動をすることが、私は生産性は低いと考えております。それであれば1つの課をつくることで情報発信をその課に任せる、私は結果的にそのほうが生産性が上がり、より低いコストでPRができると考えております。

そして最後に、その6、市役所の職員さんが人気者になる。これは、市民の皆さんはもちろん、議会に対してもそうです。我々議会にも言えることではあります。税金で市役所は、議会は一体何をやっているのか、何をやっ取るのかわからん。その不安が、矛先が、市民の皆さんが透明性がない、そういったことから、市役所や議会に対しての不信感につながっていると私は考えます。

今回の一般質問におきましても、先輩議員のお話しされる中で、私はほとんど、この広報課があることで全て解決できるんじゃないかと思っております。市民の皆様にしかりと伝えていくこと、そして我々議会にもしかりと伝えていただくこと、伝えるというのはものすごく重要なことです。これを解決することで市役所の職員さんは、私は税金をしかり使って、しかり活動してくれている、ありがたい。こういう市役所の人気上がる、そうすると市役所の皆さんは、個室の居酒屋でこそ飲まなくていいんです。堂々と私たちは市役所です、防府市役所ですという名前です。いろんな飲食店やいろんなサービス、民間のサービスを利用させていただきたいんです。やあ、市役所の職員さん来たよ。市役所の職員さんも喜んでもらえる、民間企業もそれで潤っていく。これは、全てにおいて私はプラスに働くと考えております。

先ほどもお話ししました広告代理店の件です。広告代理店が全て悪いわけではありません。しかし、あくまで広告代理店というのはパンフレットやポスターをつくるプロです。行政のプロではありません。何か情報を発信するにしても、私たち自身、市議会や執行部の皆さんにちゃんとした知識や技術、そういったものがなければ、しかりとした情報発信、意図を伝えることができません。各課の部長さん、課長さん、皆さんが、じゃあSEO対策がわかっているか、先ほど6W2Hやいろんな商業戦略、広報戦略、そういったものを勉強されているか、皆さんまちまちだと思います。もちろん得意な課もいるでしょう。でも得意じゃない課もあります。そういったことが解決するために、私はやはり広報課の設立が必要だと考えております。

改めて質問をさせていただきます。来年度広報課をつくっていただくことはできないか、またできないのであれば、できない理由を教えてください。私が営業時代に上司に習った言葉です。できないと言われたらできない理由を聞くまで帰るなと言われました。もう13分あります。待ちます。ぜひ、前向きな御答弁を、よろしく申し上げます。

○議長（松村 学君） 総務部長。

○総務部長（末吉 正幸君） それでは、牛見議員の御質問にお答えします。

私自身としてはぜひつくりたいと思っております。ただ、どういう形になるかというのは、今の時点では、広報課という名称になるか、あるいはさまざまな、先ほど来ございましたシティプロモーション、シビックプライド、こういったことも含めまして、どういう形がベストなのか、防府市にとってベストなのかというのは、庁内で検討しているところでございます。

それと、もう一つだけ言わせていただきたいのが、広報課という、入れ物、器、これ、確かに大事です。これが窓口となって、市民の方、あるいはターゲットを絞った情報発信

という広報戦略的なことをやっていくというのは当然なことなのですが、やはり、それぞれの職場でそれぞれの施策、事業というのがあります。これについての広報センスといえますか、やはりそういうものは絶対に市の職員は磨いていかないといけないんじゃないかなと思っております。

先ほどちょっと例をいただきました市の職員に人気者になってもらうという話がありましたが、実は、皆さまも御存じだと思いますが、10年ぐらい前からFMわっしょいのシティ・インフォメーション、毎日15分間出ております。若手職員、中堅職員が毎日かわりばんこに出ておりますけど、私はこれに出ることによって、すごくコミュニケーション能力が上がってきたなど、そういう痛感をしております。そういった広報戦略にたけた職員を養成していくということで、実はこの夏もそういう戦略の研修に何名か派遣したところなのですが、そういった芽をだんだん育てていかないと、やはり笛吹けども踊らずという形にならないように、いろいろな部署と連携しながらやっていく方法を今から考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（松村 学君） 市長。

○市長（松浦 正人君） ただいま総務部長が答弁いたしました。行政を遂行していくということは、大変なエネルギーがかかるわけでありまして。また、法令にしっかり準拠していくことはこれまた当然のこととさせていただきます。行政には継続性がどうしても必要でございます。この2年間はこういう方針だったけど、ごろっと変わっちゃったというようなわけにはまいりません。

ただし、市長の任期は1期4年あるわけでありまして。その4年の間にどれだけのことができて、あるいはどれだけの実績を上げていったか、政策力、あるいはその政策実行力、そういうふうなものが問われつつ、選挙において市長は再選をされていくこともあれば、そうでない場合も当然あるわけとさせていただきます。

そういうことからいきますと、政策立案力、あるいは政策を実行していくということに懸命になるがために、それをPRあるいは広報していくという視点がどうしても欠如していかざるを得ないところが、私は出てきているんじゃないかなというふうに感じているわけでありまして。

全国のいろんな仲間たちの先進事例などを見ていきましたが、やはり、市長の政策力、あるいは市長の考え方というものが、政策に反映されて、そのスピードで勝負が決まると、私は考えているわけでありまして、その勝負が決まる決め手になるのが議員が御指摘の広報力であり、PR力ではなかろうかと、このようにも考えているところでございます。

さて、今八百数十名の市の職員の中で、その分野を担ってやり切っていける人材がいるかないか、それぞれの部署においてはそれぞれの能力を発揮しているわけでありまして、早急に、先ほど答弁の最終段階でも申し上げましたが、検討をしていく課題であると、このように、今は9月でございますので、まだ組織改編を計画していくことについては、まだまだ時間的な余裕も残されておりますので、10月から組織を変えるわけでは決してありませんので、議員がるるお話しになられたことなど、しっかり踏まえながら、あるいはまた先進の他都市の広報力、PR力の秀でたところなども大いに参考にさせていただきながら、対応に努めたいと、かように思っておりますので、よろしく御指導のほどお願い申し上げます。

○議長（松村 学君） 3番、牛見議員。

○3番（牛見 航君） ありがとうございます。総務部長、おっしゃっていただきましたが、器が要るか、確かにそういう問題もあるかと思えます。先ほど同僚議員とお話しさせていただく中で、他市の事例などいろいろお話を聞きましたところ、各課に政策担当がいると。政策担当にその広報、広報課に向けての担当を兼務している、そういった事例などもあるようです。確かに器だけをつくって情報発信がうまくいくか、それは今までの広報課をつくったところで名前だけであれば、今まで防府市が行ってきたことと何ら変わることはないと思えます。

やはり中身が必要だと思えますが、役職が人を育てるという言葉もでございます。まずは、そういったことにチャレンジしていただく中で、前向きにPRしていく、何はともあれ、課があろうがなかろうが防府市をPRしていけないといけないことには間違いはないと思えます。どうか、しっかりとした検討をいただき、前向きな建設的な意見をどんどん私も進めていきたいと思えますので、設立に向けてどうか一歩進んでいただければと思えます。どうもありがとうございました。

○議長（松村 学君） 以上で、3番、牛見議員の質問を終わります。

○議長（松村 学君） 次は、4番、藤村議員。

〔4番 藤村こずえ君 登壇〕

○4番（藤村こずえ君） 「自由民主党市政会」の藤村こずえです。今回も市民の声をしっかりとキャッチし、そして届けてまいりますので、どうぞ御答弁をよろしくお願いいたします。

ことしの夏休みもうれしいニュースが飛び込んできました。7月30日、全日本吹奏楽コンクール県大会が周南市文化会館で行われ、小学校の部で華城小学校が3年連続特賞に、

中関小学校が金賞に輝き、10月に広島で行われる中国大会に出場します。中学校の部では、8月25日に松江市で行われた第58回全日本吹奏楽コンクール中国大会で桑山中学校が6年連続、華陽中学校は初の全国大会出場を決めました。

次に、高校の部では、防府西高校、防府商工高校、防府高校の3校が中国大会に出場し、西高は金賞、商工・防府高校は銅賞と、3校ともすばらしい成績を収めております。

一般部門におきましても、防府吹奏楽団が5年連続大賞に輝き、全国大会へ出場を決めております。

ここで、この全日本吹奏楽コンクールという大会がどんな大会か御紹介いたします。全日本吹奏楽コンクールは、1940年から続く、伝統ある国内最大の音楽コンクールです。中学校、高校、大学、一般の4部門の団体が参加し、2015年、中学校の参加校は6,727校、高校は3,224校が参加し、年々参加校は増加しています。このうち、全国大会に出場するには、まず山口県大会で山口県代表に選ばれ、次に中国地区大会で中国5県の代表3校に勝ち残り、全国大会に進めるのはわずかに30校となります。例えば、桑山中学校の場合、この6,700校を超える全国の中学校のうち、全国大会に進む30校に6年連続で出場しているということになります。

ちなみに、高校野球の夏の甲子園を目指すチーム数はことし3,839校、県代表の49校が甲子園に出場します。多くの参加校から激戦を勝ち抜いた学校だけが全国のステージに立てることから、この全日本吹奏楽コンクールは、別名「吹奏楽の甲子園」とも呼ばれています。

小学校は全国小学校バンドフェスティバルが小学校の吹奏楽の全国大会でして、ことしで36回を数えます。同じように、県代表から中国地区代表を経て、全国大会に出場します。昨年、この大会で華城小、中関小が全国金賞を受賞しました。華城小は全国大会に4回出場し、2回の金賞受賞、中関小は6回出場のうち4回の金賞受賞です。

本市における吹奏楽の近年の全国レベルの好成績をどこか当たり前のようになってしまっている方もいるかもしれませんが、この参加校の中で、全国大会のステージに立てるのは、ほんの一握りであり、その御活躍に最大級の賛辞を贈りたいと思いますし、このレベルを維持するには、指導者の熱心な御指導と、保護者や地域の方の支え、そして何よりも子どもたちの日々の練習のたまものであり、関係の方々に深く敬意を表したいと思います。

本市のように、小学校から社会人まで、どのカテゴリーでも毎年のように全国大会に出場するまちがほかにあるのだろうか調べてみましたが、見つけれませんでした。山口県吹奏楽連盟にも伺いましたところ、山口県の小・中学校のレベルは日本トップレベルとのことでした。その山口県代表として出場する防府市の学校は、まさに日本一と言えるの

ではないでしょうか。

そんな中、吹奏楽部の保護者、後援会、指導者の方々からの意見として、吹奏楽の活動の中で、多大な御苦勞があるという多くの御意見を伺い、本市は吹奏楽の活躍をどのように捉え、どのような支援を行い、そして今後は、この全国トップレベルの吹奏楽のまちをどのように全国に発信し、どのようにまちづくりにつなげ、さらに未来へと継承するのか、そのことの重要性を切実に感じ、今回の質問に至ったわけです。

そこで、2点お伺いいたします。

まず1点目は、本市の吹奏楽団体の現状をお伺いいたします。

2点目は、吹奏楽を支える現在の市の支援状況について教えてください。

○議長（松村 学君） 4番、藤村議員の質問に対する答弁を求めます。総合政策部長。

○総合政策部長（熊野 博之君） 御質問にお答えいたします。

最初に、1点目の防府市の吹奏楽団体の現状についてお答えいたします。

本市では、毎年、小学校、中学校、高校、社会人の吹奏楽の各団体が優秀な成績を収めておりまして、今年度につきましては、議員お示しのとおり、現時点では中関小学校、桑山中学校、華陽中学校、防府西高等学校が全国大会に出場を決めております。また、昨年度につきましては、中関小学校、華城小学校、桑山中学校、華陽中学校の4校が全国大会に出場されました。なお、過去5年間の実績といたしましては、中関小学校が8回、華城小学校が4回、新田小学校が3回、大道小学校が1回、MUREジュニアブラスバンドが1回、桑山中学校が6回、華陽中学校が1回、防府西高等学校が2回、防府吹奏楽団が1回、全国大会にそれぞれ出場を果たしておられまして、輝かしい実績を残しておられます。

次に、御質問の2点目の吹奏楽団体を支える体制づくりについてお答えいたします。

まず、ソフト面の取り組みといたしまして、防府市主催の事業では、次代の文化の担い手となる子どもたちに、生の演奏に触れる機会を提供することを目的として、本市ゆかりの音楽家に市内の小・中学校で公演していただく青少年劇場や全国大会に出場された音楽団体を一堂に集め開催する「響け！防府ハーモニー全国大会出場記念コンサート」を実施しているところをございまして、この記念コンサートは、松浦市長の発案により、平成25年度から連続して開催しており、ことしで5回目を迎える予定でございます。

次に、防府市文化振興財団主催の事業では、吹奏楽の夕べとして、「ブリヂストン吹奏楽団久留米コンサート」が開催されておりまして、ことしで19回目を迎えます。毎回チケットが発売された後、数日で完売しており、本市の吹奏楽人気の高さをあらわしております。過去の公演におきまして、桑山中学校吹奏楽部と共演されておられまして、楽団の

皆様から演奏のレベルの高さを評価していただいているところでございます。

また、一般市民とプロの音楽家がともに企画、共演する市民参加型のニューイヤーコンサートとして知られている「防府音楽祭」は、今年度で17回目の開催となり、本市の主要な音楽事業として定着しているところでございます。また、音楽祭の一環として、本市出身のトッププロの音楽家などを講師とする管打楽器特別公開クリニックや防府吹奏楽団の楽員を講師とする吹奏楽教室を実施しております。これらの事業は小学生から一般まで幅広い年齢層を対象とされており、本市の音楽文化の醸成に寄与されているところでございます。

次に、ハードの取り組みといたしましては、これまで数多くの音楽イベントが開催されてまいりました防府市公会堂において、現在、耐震補強大規模改修工事の実設計を進めております。その中で、残響時間を伸ばす音響環境の改善や控室からの音漏れの解消などを検討しており、これまで以上に利用しやすい施設としてリニューアルする予定でございます。

次に、吹奏楽団体が全国大会等へ出場する場合の支援制度でございますが、小・中学校の児童・生徒が中国大会、全国大会に参加する場合は、競技会等参加補助金を交付しております。平成28年度は、延べ38団体に486万6,000円の補助金を交付しております。そのうち、吹奏楽に関連するものは14団体、396万4,000円で、補助金全体で言いますと81%を占めております。

また、市内の高等学校や一般の吹奏楽団体が全国大会へ参加する場合は、芸術文化に関する全国大会等出場報奨金に基づき、報奨金を交付いたしております。吹奏楽に関連するもので、平成28年度の交付はございませんでしたが、平成27年度1団体3万円の報奨金を交付しております。

最後になりますが、議員から、吹奏楽のまちとしての特徴を全国に発信してはどうかとの御提案をいただいたところでございますが、市内の小・中・高等学校の吹奏楽団体による全国大会での活躍や防府音楽祭においてプロ奏者と市民が力を合わせてコンサートを開催されている様子を見ますと、全国的にも数少ない本市特有のすばらしい音楽文化が築かれていると思っております。

今後、情報発信につきましては、文化・芸術分野の中で、「吹奏楽のまち ほうふ」として各団体の活躍などについて、ホームページやフェイスブックによる情報発信を実施してまいりたいと存じます。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（松村 学君） 4番、藤村議員。

○4番（藤村こずえ君） ありがとうございます。防府市の吹奏楽のレベルの高さを改めて知り、演奏力だけでなく、小さなころから音に触れた子どもたちは、音楽を通して豊かな人間性と感性が磨かれ、大人になっても音を紡ぎ続ける、本市には、そんないい循環が自然に形成され、すばらしい環境が整っていると思います。行政としては、ソフト面として市民に音楽に触れる機会をたくさん設けていただいたり、またハード面の整備、公会堂の音響整備などにも一定の支援をされていらっしゃると思いますが、その一方で、音楽を続けるということは、お金がかかるというイメージがぬぐえないのも事実です。そこで、市の支援状況について再質問させていただきます。

先ほど御答弁にもありました、本市では全国規模の大会に出場する場合、補助金を交付しています。文化・スポーツ課が所管の芸術文化に関する全国大会等出場報奨金交付要綱と、学校教育課が所管の競技会等参加補助金交付要綱の2種類があるということですが、これらについて、それぞれ補助する対象者について、交付対象とする大会種類について、補助率についてお伺いいたします。

○議長（松村 学君） 総合政策部長。

○総合政策部長（熊野 博之君） 私からは、文化・スポーツ課が所管しております芸術文化に関する全国大会等出場報奨金についての御質問にお答えいたします。

芸術文化に関する全国大会等出場報奨金につきましては、要綱により、国民文化祭や全国高校総合文化祭、国・地方公共団体または全国規模の団体等が主催する全国大会規模の大会に参加する場合に交付しております。過去に市内の吹奏楽団体が全国大会へ出場した吹奏楽の大会から具体例を挙げますと、日本学校合奏コンクール、全日本吹奏楽コンクール、日本管楽合奏コンクール、全日本アンサンブルコンテスト、全日本小学校バンドフェスティバル、全国小学校管楽器合奏フェスティバルなどがございます。

交付対象者につきましては、市内に住所がある方、市外にお住まいで、市内の学校に在学している、または、市内の事務所に勤務している方が芸術文化に関する全国大会規模の大会に予選選考等を経て代表として出場する場合、出場者に加え、指導者及び引率者2名まで、1団体合計50人を限度に交付しております。

報奨金額につきましては、1人当たり3,000円または交通費、宿泊費などを合わせた参加実費のいずれか低い金額を基準に交付しており、交付対象者の上限を50人と規定していることから、交付限度額は15万円となります。

なお、防府市の他の制度から参加経費が交付されている、補助がされている場合がございます。対象外となります。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（松村 学君） 教育部長。

○教育部長（原田みゆき君） 私のほうからは、競技会等参加補助金につきまして、その交付対象となる大会の種類、そして交付対象者及び補助割合についての御質問にお答えいたします。

競技会等参加補助金の交付対象となる大会の種類につきましては、要綱により、本市の小・中学校の児童・生徒が学校教育を目的とする体育活動または文化活動として行われる中国大会以上の競技大会に参加する場合としております。具体的に申しますと、日本学校合奏コンクールや全国中学校剣道大会、中国中学校バレーボール選手権大会といった大会が対象となっております。

また、補助金の交付対象者は、各競技の大会要項に基づき、登録された選手及び指導者としております。吹奏楽のように参加人数の上限がない大会につきましては、ステージに上がって演奏される演者全員を補助金の交付対象としております。補助対象経費につきましては、交通費、宿泊費、参加料、昼食費及び雑費となっております。学校長に対し交付する補助金は、交付対象となる人数分で算出いたしますが、主催者や他の団体から補助金や助成金等が交付される場合につきましては、その額を差し引いた額を交付しております。

具体的に申しますと、吹奏楽を例に申し上げますと、楽器の運搬費、出演者の入場料、プログラム代、記念バッジ代、審査料、振込手数料、損害保険料、旅行取扱料金等の雑費、こちらは雑費として補助対象経費として交付しております。ただし、交通費につきましては、学割、団体割等がございますので、そちらを割引した後の一般交通機関により算出した運賃を、また宿泊費につきましては、1人当たり一泊5,000円、昼食費は1食当たり500円を限度としております。

補助率は文部科学省、または教育委員会の主催する大会では、補助対象経費の10分の8としており、それ以外の者が主催する大会で教育活動として認められる大会につきましては、10分の4以内としております。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（松村 学君） 4番、藤村議員。

○4番（藤村こずえ君） ありがとうございます。詳しく御答弁いただきましてありがとうございます。

私が今回質問をさせていただいたきっかけは、小学校、中学校の吹奏楽のことに関してですので、この補助要綱のことについて、児童・生徒の大会補助金、競技会等参加補助金要綱について、改めて詳しく説明を、御答弁にもありましたが、わかりやすく説明をさせていただきたいと思います。

この小・中学校対象のこの交付金の要綱が、補助の対象が2種類あって、1つ目は文科省主催、または教育委員会が主催する中国大会またはこれと同等以上の単位で行われる大会と、2つ目が、それ以外の主催による大会で教育長が認めた大会の2つですよね。補助率が、1つ目は10分の8、2つ目は10分の4となっています。吹奏楽は、この2つ目の区分に入るので、補助率10分の4となるわけです。先ほど御答弁もいただきました。そこで、どうして補助率に違いがあるのかお伺いいたします。

○議長（松村 学君） 教育部長。

○教育部長（原田みゆき君） 御質問にお答えいたします。

この補助制度は、日々練習を重ねた児童・生徒が優秀な成績を収め、中国大会または全国大会に出場する場合に保護者の負担を軽減するための制度でございます。補助制度では、補助対象、補助金額などに基準が必要となりますが、市といたしましては、さまざまな競技が各主催によって開かれております。

それらの中国大会、全国大会を一律に補助対象とするのではなく、一定の線引きが必要であろうかと思っており、学校教育を目的とする競技大会を対象としているため、まずは文部科学省の主催または教育委員会の主催するものと、それ以外のものと大別いたしており、文部科学省の主催または教育委員会の主催するもの、こちらの補助割合を8割としており、それ以外の大会でも教育活動として認められるものとして4割の補助といたしております。

以上でございます。

○議長（松村 学君） 4番、藤村議員。

○4番（藤村こずえ君） 一定の線引き、もちろん必要だと思います。そこで、他市はどうなっているのか調べてみました。といいましても、吹奏楽で全国大会に行くのは本市が日本で一番多いわけですから、中国大会や全国大会に一度も出ないところでは参考にならないのではないのでしょうか。県内で比べられるのは、最近、小郡小、上郷小の活躍が著しい山口市、そして、小・中学校の吹奏楽のレベルが本市と同じぐらいの町は、吹奏楽連盟に伺いましたところ、出雲市だと伺いましたので、山口市と出雲市を参考に紹介をさせていただきます。

山口市の要綱では、補助対象となる大会は、学校教育活動として位置づけられた活動に関し、予選会または選考会を経て出場資格を得た文科省、教育関連機関または文化体育部活動連盟等が主催もしくは後援する全国大会で山口市教育委員会が認めた大会とあります。補助率は2分の1です。出雲市は、文科省、教育委員会が後援する全国大会及び中国大会、補助率は2分の1です。

私がここで言いたいのは、山口市も出雲市も対象の大会は教育委員会が主催の場合でも、後援の場合でも、学校教育活動として認めた大会が同じ補助率なんです。私がお他市において調べたところも全て同様でした。例えば、全国中学校サッカー大会は、主催が教育委員会だから10分の8なんです。全国吹奏楽コンクールの場合は、中学、高校、大学、一般の全ての出場であるため、連盟が主催しています。だから補助率が10分の4なんです。同じ全国規模の大会でありながら、補助率が倍違うというのは、不公平だと思いますし、理解できないところです。

さらに私が吹奏楽の関係者の方からお聞きした中で、一番多く聞かれた声は、楽器の輸送に多額の費用がかかるということです。手で運べない楽器は、市内の移動であっても、専門の業者に頼む必要があります。防府市公会堂に行くだけでも3万円かかるそうです。全国大会の出場となると、大会前後を含め、運転手の宿泊など拘束日数も多く、場所にもよりますが、中国大会が行われる松江市でも15万円、全国大会が行われる大阪で30万円、昨年中関小が行った福島のホテルに至っては、70万円かかったそうです。

この補助として、10分の4出していますとおっしゃいますが、吹奏楽は楽器だけ会場に行っても、演奏者だけステージに立っても演奏はできません。卓球ならラケットを持って新幹線に乗れます。ラケットと選手で1人の参加者です。ほとんどの部活動で手で運べない道具はありません。仮に宅配便で運んでも会場に荷物をおろせば、業者の方がつきっきりで管理をしなくてもいいわけです。つまり、吹奏楽の場合は、人の旅費と楽器の移動費の2倍の負担をしているわけなんです。それも補助率が10分の8ではなく、10分の4で負担しているわけなんです。ちなみに、先ほど御紹介しました出雲市は、吹奏楽の楽器輸送は必要経費として全額助成でした。

ここでお尋ねいたします。この要綱ができたのは昭和58年です。華城小学校が吹奏楽部が昭和63年創部ですから、もしかしたらこの補助率10分の4に該当する団体はなく、当時はこの要綱でも不公平な感じはしなかったかもしれません。しかし今、本市の吹奏楽のレベルは何度も言いますが、日本一と言われるほどになったわけです。35年前につくられた要綱は、実情に応じた要綱改正も必要と考えますが、執行部の御意見をお伺いいたします。

○議長（松村 学君） 教育部長。

○教育部長（原田みゆき君） ただいまの制度の見直しについての御質問にお答えいたします。

先ほど議員のほうから御紹介もありましたように、他市におきましてもさまざまな基準を設けて、こういった形の要綱で補助していらっしゃいます。補助のあり方につきまして

は、吹奏楽だけということではなくて、この要綱は競技種目、文化活動と体育活動と両方合わせた要綱となっております。競技種目によって確にかかるとはかかる経費は相当な差があることは認識いたしております。多くの場合、私どものほうも県内他市、それから御紹介のあった出雲市さんについても確認をいたしておりますが、多くの場合、一律2分の1、こういったところも多ございます。

多額の費用を要する活動もございますが、先ほど申しましたように、補助には一定の基準、それから制限等が必要となってくることはやむを得ないという状況にあらうかとは思いますが、今後、制度の見直しを検討する場合、例えば、補助単価というものを設けるのがあるのか、それとも補助率を一律にしたのがあるのか、または補助項目、いろんな定めていかなければならない項目がございます。基準にはいろいろございますので、制度改正に当たりましては、慎重に検討をしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（松村 学君） 4番、藤村議員。

○4番（藤村こずえ君） 体育活動でも、文化活動でも、防府市の子どもたちは本当に頑張っています。補助率などについて不公平感がないよう、また、実情に応じて見直すべきは見直しも必要ではないかと思いますが、市長、この点はいかがでしょう。

○議長（松村 学君） 市長。

○市長（松浦 正人君） 昭和58年にできた要綱に沿って今も運営しているわけですから、現実と現状というものをつぶさに考えていきますと、御指摘のとおりではないかというふうに思っております。要綱でございますので、早急に検討を加えることによって、今年度は無理かもわかりませんが、次年度から、他市に誇れるようにしっかりした形にしていかなければいけないんじゃないかなというのが私の実感でございます。

○議長（松村 学君） 4番、藤村議員。

○4番（藤村こずえ君） ありがとうございます。要綱、本来なら本市が日本で一番の先進地であってほしいと感じる次第でございます。市長の心強い意気込みを聞かせていただきましたので、早急に要綱改正なども考えてみてください。よろしく申し上げます。

また、吹奏楽部は、普段は音楽室で練習をしていますが、音の反響など、大会を想定して全国規模の大きなホールで練習する必要があります。たとえ防府市公会堂に練習に行くにしても、専門業者に楽器の移動をお願いしていますし、会場費はもちろんかかっています。全国大会に行ったときも、前日や当日にリハーサルをしなければなりません。たった1、2時間の練習でも、会場費は3万円から5万円もかかるそうです。

楽器を長く大事に使うには、メンテナンスも大切で、その費用も部費で賄えないところ

は追加で負担しているそうです。当然、楽器は高価でそんなに簡単に買えるものではありません。

そこで保護者の皆さんは、募金活動を行っています。後援会を立ち上げ、自治会を1件1件回ったり、地域の祭り、運動会、文化祭、バザーをするなど、保護者の方の御努力には頭が下がります。しかし、全国大会に出れば出るほど出費はかさみ、また、毎年となるようお願いもしくくなるという声も多く聞かれます。なかなか楽器が買えるほどの十分な額は集まらず、桑山中学校では20年前の楽器もあるそうです。ですが、市としても吹奏楽のためだけに楽器を全校にそろえるということが難しいこともよく理解できております。

そこで御提案ですが、ふるさと納税の指定寄附金として楽器購入のための項目を設けていただくということはいかがでしょうか。全国には、音楽のまち、吹奏楽のまちをうたう自治体もあり、学校の活躍や音楽イベントなど、市のホームページでもわかりやすく紹介しています。音楽のまちをうたう大阪府八尾市では、ふるさと寄附金の指定寄附に文化振興、教育振興の項目として楽器購入の寄附を募っています。本市は十分に吹奏楽のまちをうたう価値があると思います。

先日も、ふるさと納税に対して産業振興部長は防府市を愛し、応援する人を増やしたいと御答弁されていらっしゃいました。音楽を愛する防府市出身の方は全国にたくさんいらっしゃると思います。この点について御検討いただけないでしょうか。

○議長（松村 学君） 総合政策部長。

○総合政策部長（熊野 博之君） 御質問にお答えいたします。

ふるさと寄附金を使って、楽器等購入費に充てたらどうかということなんですが、議員今おっしゃるように、吹奏楽の団体の皆さんがいろんな全国大会行ったり、普通の活動して大変経費がかかる、経費負担が大きいということは理解しております。ふるさと寄附金の、多分指定寄附のような格好になるんじゃないかと思うんですが、市の場合、その制度に、この今言われたケースがふさわしいかどうか、これはちょっと検討する余地があると思っております。

それは、どういう切り口で考えるか、楽器自体に、それをピンポイントに寄附を募るとか、そういう視点にもちょっとほかのいろんなスポーツ団体とかほかの文化芸術団体、いろいろおられます。これにスポット充ててピンポイントでやる方法がいいのかどうか、その辺は検討する余地があると思います。また、ふるさと寄附金の制度を利用する方法以外にも、何かいろんな支援する形とかないのか、その辺も含めて、検討してみたいと思っております。

以上でございます。

○議長（松村 学君） 4番、藤村議員。

○4番（藤村こずえ君） 確かに、ほかの部活動も頑張っています。バランスも考えられることは当然です。ただ、教育振興の一つとして、長い時間にわたって使われる楽器です。子どもたちへの未来の投資として御検討いただくことを要望させていただきます。

吹奏楽は、音楽のジャンルを問わずジャズ、クラシックからポップスまで幅が広く、楽器は扱いやすいものが多く、小学校1年生からでも演奏できます。それぞれの音を重ねて1曲の曲を演奏するので、50人なら50人全員が演奏者になれることから、急速に部活動としての人気も高まり、また、全員で1つの音を奏でる連帯感、達成感も生まれ、大人になっても一生の趣味として楽しむことができます。今では、野球やサッカー、ほかのスポーツの応援としてもその役割は大きく、スポーツの熱気をさらに盛り上げてくれる吹奏楽は、日本独自の文化として成長しています。

吹奏楽には、人を元気づけるポジティブな魅力があり、コンサートの後、元気に前向きな気持ちになれますし、被災地に出向いて癒しや元気づける自衛隊の音楽隊も注目されています。このような文化活動である吹奏楽部の活動は、教育のまちをうたう本市の重要な取り組みの一つであり、その結果、全国のトップレベルの水準であると言いながら、そのことの偉大さが市民にも行政にもいま一つ届いていないと考えています。

6年前、華城小学校の吹奏楽部の部員は50人近くいましたが、現在は21人と、半分に減ってきました。中関小も同じ状況であるとお伺いいたしました。兄弟で吹奏楽をしている家庭も多く、兄弟3人が全国大会を決めても下の子は我慢させようかなと考える家庭もあったそうです。全国大会に行った後の部活というのは普通部員が増えます。しかし吹奏楽は、全国に行けば行くほど、子どもがやりたいと言っても、きっと大変なんだろうと親から敬遠され、部員がどんどん減っているようです。今の吹奏楽の活躍は、きのうきょう楽器を持った子どもの活躍ではないんです。長い年月をかけ、小学校、中学校、高校とレベルアップをしてきた結果です。

私はきのう、運動会で中学校の保護者にお会いしまして、ここまで頑張ってくれてありがとうございますと伝えました。でも、お母さんがこう言ったんです。今の吹奏楽の全国レベルの状況はもう続かないと思う。練習時間が長いとか、そんなことは大変だとは思わない。吹奏楽が大好きで頑張っている子どものそばで子どもを応援できることはむしろ楽しい。でも、こんなに部員が減っては吹奏楽はできない。中には、子どもは続けたくても親がもう続けられないと退部した子どももいるそうです。

市長、こうやって積み上げてきたこのすばらしい環境を、防府市から吹奏楽の灯を消してはいけないと思うんです。教育のまちをうたう本市が教育の一環として行う活動に対し、

このような状況をどのように思われますか。

○議長（松村 学君） 市長。

○市長（松浦 正人君） 一般質問を私は19年3カ月、3回ぐらい受けてまいりましたが、涙が出るのは初めてです。これはいかんですね。何とかしていかないと、しっかりした私たちの誇れるものが失われていくような気がいたしております。

○議長（松村 学君） 4番、藤村議員。

○4番（藤村こずえ君） 実は私も、この一般質問を考えているときに、本当に涙が出そうになって、何度も何度も練習しながら、同じ思いを感じました。教育長にもお伺いしたいと思います。教育長は、吹奏楽の活躍を肌で感じ、いろんな機会にこのすばらしさをお伝えしています。今後、さらに子どもたちが夢を持って活動できるよう、お考えや意気込みなどを聞かせてください。

○議長（松村 学君） 教育長。

○教育長（杉山 一茂君） 今、さまざまな御意見をいただきましたし、また、市長も意気込みを語っていただいたと思います。私どもも、子どもたちの教育に関してはしっかり支えていくという役割があると思います。補助金の制度等も含めまして、子どもたちが夢をかなえる、そしてまた吹奏楽のまち防府として誇れる、そうした文化をこれからも大事にしていきたいという、そういう思いは強うございます。できることをしっかりやっていくということ、それをお約束したいと思います。

○議長（松村 学君） 4番、藤村議員。

○4番（藤村こずえ君） 心強い市長と教育長の言葉を聞いて、本日傍聴席にお越しの保護者の皆様も、今後の市の取り組みに大きな期待を寄せていることと思います。どうか、前向きに御検討いただきますよう、皆さんの声が政策につながるよう、強く要望いたします。

最後に、市長が全国大会出場を記念して開催している「響け！防府ハーモニー全国大会出場記念コンサート」ですが、ある小学生のお子さんの声を御紹介します。

この大会は、市長に認めていただいた特別な大会、この大会に出たい。そのために全国大会に出場できるように頑張るという声を聞くんです。12月に予定されているこのコンサートが子どもたちにとってのモチベーションであり、憧れの大会になっていることを私もうれしく思いました。これまでも多くの議員からそれぞれの立場で防府にはたくさんの宝がある、行政も応援してはどうか、そういうさまざまな御提案もございました。

現在の本市の吹奏楽の活躍は、子どもたちの努力、保護者、地域の支えがあって、長い時間をかけレベルの高い吹奏楽のまちになってきました。プロとなって全国で活躍する人

もいます。地域で次の世代に指導する人もいます。プレーヤーでなくても、音楽は誰もが楽しむことができ、コンサートを楽しみにされている多くの方がいます。それは、市民がつくってきたまぎれもない防府の宝だと思うんです。

「吹奏楽のまち ほうふ」で育った子どもたちが、これからも夢を持ち続けられるよう、行政として応援できることがあるはずです。子どもたちの夢を未来につなぐ後押しをしてほしいことを強く願ひまして、この項の質問を終わります。（拍手）

○議長（松村 学君） ここで、昼食のため、午後１時２０分まで休憩いたします。お疲れさまでした。

午後０時１６分 休憩

午後１時１９分 開議

○議長（松村 学君） それでは、休憩を閉じて会議を再開します。

午前中に引き続き、一般質問を続行いたします。４番、藤村議員の２項目から質問を再開いたします。４番、藤村議員。

○４番（藤村こずえ君） それでは、２項目の質問をさせていただきます。

ほうふ市内定期観光バスについて質問させていただきます。複数の観光資源が点在している本市は、観光客の回遊性が低いため、それを観光バスでネットワークさせる取り組みとして、平成２３年度からほうふ市内定期観光バスが運行されています。東京都のはとバスなどは、多様なコースで運行しており、募集開始直後に締め切りになるような人気のコースが数多くあります。このようなコースには、そこでしかできない体験を売りにしているもののほか、地元ならではの食事や笑いの要素を取り入れたユーモアあふれるものなど、さまざまな工夫がされています。中でも、特に人気のあるコースとなり、テレビ番組や旅行雑誌で取り上げられると、その地域のアピールにもつながり、観光客の増加にもつながっています。

一方で、ほうふ市内定期観光バスについては、歴史的観光地を巡る内容が多く、一般の利用者の年代は５０代、６０代以上の割合が高くなっており、家族層や若年層の利用につながっていないように思われます。そこで、ほうふ市内定期観光バスをさらに魅力あるものにし、防府市の主な観光商品として今後どのように発展させるのか、お尋ねいたします。

１として、平成２３年秋から運行されているほうふ市内定期観光バスのこれまでの実績をお伺いいたします。

２として、ほうふ市内定期観光バスを今後どのように発展させるのか、執行部の御所見をお伺いいたします。

○議長（松村 学君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 御質問にお答えいたします。

本市では、春と秋の土曜日、日曜日に市内の観光地を巡るほうふ市内定期観光バスを6年前から継続的に運行しており、こうした取り組みは、県内では本市のみが行ってきているものでございます。

御質問の1点目、平成23年秋から運行されているほうふ市内定期観光バスの運行実績についてでございましたが、ほうふ市内定期観光バスは山口国体が開催されました平成23年度秋から運行を開始しまして、過去6年間の平均乗客数は春コースでは496人、秋コースでは326人、平成28年度までの累計は4,437人のお客様に御乗車いただいているところでございます。また、この春、平成29年春コースでは、477人のお客様に御乗車いただいております。さらに、ことし秋に運行するコースにつきましては、9月30日から10月22日までを「秋の防府探訪 周防国分寺拝観と秋鱧満喫コース」と題しまして、天神鱧料理を昼食に取り入れたコースとし、11月4日から12月3日までは「5つの国宝鑑賞と山頭火ふるさと館巡りコース」と銘打ちまして、本市に所在する至宝の数々を心ゆくまで鑑賞いただき、昼食では瀬戸内海の旬の食材を堪能いただけるコースとなっております。

折しも9月1日からJRグループと山口県、県内市町が協働して実施する大型観光キャンペーン、幕末維新やまぐちデスティネーションキャンペーンが始まっており、こうした機会をとらえ、県外からお越しいただいたお客様にも積極的に乗車を呼びかけてまいりたいと存じます。

次に、2点目のほうふ市内定期観光バスを今後どのように発展させるかというお尋ねでございましたが、ほうふ市内定期観光バスにつきましては、これまで市内の神社・仏閣の特別拝観や文化財の解説付き鑑賞に加えまして、周防国分寺での現世利益のお守りづくりや西浦のミカン狩りなど、体験型の要素を取り入れた旅づくりを行ってまいりました。

また、食事につきましても道の駅「潮彩市場防府」での昼食や、防府天満宮周辺での自由昼食など、試行錯誤を繰り返しておるところでございます。こうした取り組みに対しましては、乗車された方のアンケートを実施いたしております。普段公開されていない場所を見学でき、貴重な体験となった。施設の方に詳しく説明してもらい、理解が深まった。歴史を感じることもできたなど、一定の評価をいただいております。

一方で、近年では、旅のニーズも多様化しているほか、家族層、若年層といった新たな顧客の獲得が課題となっておりますことから、工場見学を組み込んだ産業観光ツアーや、

防府市青少年科学館ソラールの見学、市内飲食店などと連携した、食をテーマとしたツアーなど、幅広い客層に楽しんでいただける多彩なコースづくりができるよう、市、商工会議所、観光協会などで編成する防府市観光資源活性化協議会での研究成果も組み入れながら、事業実施主体となる旅行業者などと協議を重ね、品ぞろえを充実させてまいりたいと存じます。

また、事業実施主体となる旅行業者に一層の創意工夫を求めするため、防府市定期観光バス運行事業補助金交付要綱について、見直しの検討に着手しているところでございます。例えば、テレビやインターネットなどを活用した集客活動を促すため、広告宣伝方法に一定の条件を加えるほか、他の旅行業者と連携した販売が可能となるよう販売促進費用につきましても、補助対象経費に組み入れることなどを視野に検討を進めております。

いずれにしても私は、ほうふ市内定期観光バスを引き続き本市を代表する観光ツールとしてしっかりと育て上げてまいりますので、議員各位におかれましても、それぞれのお立場の中で、定期観光バスの盛り上げについて、御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上、答弁いたしました。

○議長（松村 学君） 4番、藤村議員。

○4番（藤村こずえ君） 御答弁ありがとうございました。6年目を迎え、これまでの課題を洗い出し、補助金要綱も見直し、新たな段階にステップアップされるとの御答弁、今後の観光バスの充実が期待されます。私もまた乗ってみたいなというふうに思いました。

先日、テレビで豊後高田市の昭和のまちづくりのバスツアーが人気で紹介されていました。バスガイドさんがおもしろおかしくまちを紹介している様子が映し出されていましたが、このようにバスガイドさんに工夫をされるなどの取り組みというのはいかがかなと思います。また、先ほど家族層の集客の御答弁もありましたが、子どもたちだけでも楽しんで乗っていただけるような企画も考えられてはいかがかなというふうに思います。

お隣の福岡県北九州市では、バナナ姫ルナの観光PRが話題になっています。バナナのたたき売りの発祥の地、門司港で行うイベントをPRするため、バナナの妖精のコスプレで登場した30歳の女性なんです。この女性は、何と北九州市観光課の職員さんです。夏休みにバナナ姫の観光バスツアーを開催したところ、親子連れの参加の方が多く、写真を撮ってはSNSにアップし、瞬く間に知れ渡ることとなっています。ですので、観光課の職員さんにコスプレをしてくださいというわけではないんですけれども、できればやっていただいてもいいんですが、都市部の観光物産展でも大人気で、ありきたりののんびり着てパンフレットを配るより効果があると観光課長も喜んでいるというお話でした。

このように、親子連れに楽しんでもらえるような企画も取り入れれば、また若年層の集客も見込めると思いますし、子どものときに市のことを知る、自分のふるさとのことを知るといのは、郷土愛の醸成につながると思うんですけどもいかがでしょうか。

○議長（松村 学君） 産業振興部長。

○産業振興部長（神田 博昭君） では、私のほうからお答えいたします。

議員の御提案の子どもたちが定期観光バスに乗っていただく方策として、まずは、お子様のお連れである家族連れとか、やっぱり若者に新たな顧客として乗っていただく、従来の見る観光ではなく、子どもたちが遊び感覚を取り入れた体験とか、親子が楽しめるような食などといった幅広いテーマがコースに必要だろうと、このように考えております。他の地域の今議員も御紹介があった成功事例をしている日帰りバスコースでは、先ほど市長の答弁にもありましたように、工場見学など、産業観光ツアーや子どもたちが喜ぶフルーツ狩り、それから海鮮バーベキューなど、食をテーマにした、そういうツアーも人気が集まっていることは承知しております。

市においても、そのような資源はたくさんございます。まずは、三田尻塩田記念公園で、塩の体験、それから、自動車関連産業たくさんありますので、企業の方の御協力を得て、産業観光ツアー、それから、これは県内唯一ですけど科学館であるソラール、これのイベントに合わせたツアーなどが考えられると思います。いずれにいたしましても、多様な地域資源を有しておりますので、そのような新たなコースを、来年度以降になります、考えていきたいと。そうすることによって、親子で楽しめる定期観光バスになると思っております。

以上でございます。

○議長（松村 学君） 4番、藤村議員。

○4番（藤村こずえ君） ありがとうございます。確かに、いろいろ種類がありますと、またその中から選んで観光ツアーをすることができますし、親子で参加するというのがすごく楽しい企画だと思いますので、ぜひ、多彩なメニューを用意していただきたいというふうに思います。私も何度か乗ったことありますが、恐らく職員さんは乗られた方、たくさんいらっしゃるんじゃないかなというふうに思います、議員の皆様は乗ったことがありますでしょうか。ここで、乗ったことない人と言うと、手を挙げてくださいと言うと、ちょっと困ってしまう方がいらっしゃるかもしれないのでそれは言いませんが、ぜひ、議員の皆様も、お知り合いもたくさんいらっしゃいます。この事業は、観光課、観光協会が一丸となって頑張っている事業でもございますし、私たちも大いにやるべきだと賛成している事業でもございます。まだ乗っていらっしゃらない方はぜひ、この秋、御家族や御

友人を誘って、お1人ではなく、たくさんの方と一緒に防府市を探検する2017年の秋にしてほしいことを願ひまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（松村 学君） 以上で、4番、藤村議員の質問を終わります。

○議長（松村 学君） 次は、23番、清水力志議員。

〔23番 清水 力志君 登壇〕

○23番（清水 力志君） 「日本共産党」の清水力志です。通告に従ひまして質問をさせていただきます。執行部の皆様には、何とぞ誠意ある御答弁をよろしくお願いいたします。

まず初めに、野島の事業についてです。

ことしの4月に、私は所用がありまして野島へ行きました。所用を済ませ、帰りの船の出発までしばらく時間がありましたので、野島漁村センターに御挨拶にお伺ひいたしました。ちょうどその日は「あかね島元気アップ教室」が開かれる日だったので、職員の方から説明を受け、私もぜひ参加したいとお願いをして、生徒として参加し、参加されていた島のお母さん方と健康体操や脳トレーニング、ボーリングゲームやおしゃべりをして楽しい時間を過ごしました。このことは、防府市のホームページの中にある7月12日付の茜島日記にも掲載されております。

また、デイサービスなどを受けにくい野島地域の方の健康のために、少しでも貢献したい、元気なうちから健康でいようと、茜島元気アップ教室ではさまざまな内容を企画され、また三田尻港へ向かう最終の船の出発時間直前まで献身的に訪問されている市の高齢福祉課の職員の皆様におかれましては、本当に頭が下がる思いでした。この場をおかりしまして、改めて敬意を表します。そして、私自身この交流を通じて野島のことを多く知るよい機会ともなりました。

今回の質問は、このような交流の中から出てきた疑問や問題点です。

それでは、質問をさせていただきます。

まず1点目は、サテライトオフィス誘致事業についてです。

市では、離島振興事業としてサテライトオフィスの誘致を推進しており、平成29年度の予算ではサテライトオフィス誘致推進補助金を計上されております。現在までの誘致状況や取り組み、今後の方針などはいかがでしょうか。

2点目は、教員住宅についてです。

野島小・中学校に勤務される教員が使用される女性専用の教員住宅が昨年度末で閉鎖されたとお聞きいたしました。閉鎖される直前までは、3名の教員が使用されていたという

ことですが、閉鎖に伴い、現在は4名の女性職員が船で毎日通勤されております。今後、女性専用の教員住宅はどのようにされるのでしょうか。

3点目は、診療所についてです。

私がお伺いしたとき、野島診療所は閉鎖されていて、入り口には野島診療所は平成28年8月1日より野島漁村センターの談話室に移転しましたという張り紙が張ってありました。現在、野島診療所が閉鎖されて、野島漁村センター、以下漁村センターと省略させていただきます——の談話室が現在の診療所となるまでに至った経緯をお伺いいたします。

以上、3点御答弁をお願いいたします。

○議長（松村 学君） 23番、清水力志議員の質問に対する答弁を求めます。

総合政策部長。

○総合政策部長（熊野 博之君） 私からは、1点目のサテライトオフィス誘致推進についての御質問にお答えいたします。

本市では、防府地域振興株式会社、NTT西日本山口支店及び本市の3者で平成28年1月20日に締結いたしました防府市の中心市街地活性化に関する協力協定に基づき、大都市圏のIT企業等に対して、本市の中心市街地へサテライトオフィスを誘致するためのプロモーションを行っております。

その中で、昨年度、東京においてIT企業を経営しておられる方が、自然豊かな環境で社員に仕事をさせることに興味を持たれ、野島へのサテライトオフィスの設置について、具体的に御検討いただけることとなりました。

野島にサテライトオフィスが設置されますことは、離島振興に資すると判断し、平成28年12月市議会定例会におきまして、企業がサテライトオフィスを野島に設置する費用の一部を補助するための予算を計上し、鋭意交渉を進めてまいりましたが、先方の御事情により、野島へのサテライトオフィスの設置はかなわず、現在に至るまで実現できておりません。

しかしながら、人口減少の著しい野島にサテライトオフィスを設置することができれば、野島の活性化につながるものと考え、今年度も同様の予算を計上いたしております。

今後も、先ほど申し上げました協定に基づく中心市街地への企業誘致の中で、離島で仕事をすることに興味を持たれる企業に対し、引き続きサテライトオフィスの設置に向けて支援を行ってまいりたいと考えております。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（松村 学君） 次の答弁をお願いいたします。教育部長。

○教育部長（原田みゆき君） 御質問のうち、私からは2点目の教員住宅についてお答えいたします。

本市教育委員会では、平成13年度に豊かな自然環境、心温まる教育風土に恵まれた野島小・中学校に就学することにより、児童・生徒の心身の成長を図るとともに、心豊かに生きる力を培うことを目的とし、茜島シーサイドスクール事業を開始いたしました。

平成24年度までは野島在住の児童・生徒と渡船通学での児童・生徒がおりましたが、平成25年3月に野島在住の中学生が卒業したことにより、平成25年度以降は全員が渡船通学となりました。その内訳を申しますと、平成25年度は小・中学生合計で6人、平成26年度は5人、平成27年度は小学生の在学はございませんでしたので、中学生のみの6人であり、児童・生徒のみが乗船しておりました。平成28年度には小学生2人、中学生6人の合計8人に増えたことから、船内でのマナー指導、体調不良時の対応、保護者への確実な引き渡しなどを行うことができるよう、教員が付き添うこととし、交代で乗船する体制をとっております。

平成29年度からは、児童・生徒が11人とさらに増える見込みとなったことから、付き添う教員の人数を増やすなどの検討の中で、野島教員住宅女子寮が昭和43年に建設された軽量鉄骨造の建物であり、耐震診断ができないこと、また老朽化も進んでいることから、4人の女性教員が児童・生徒と一緒に渡船通勤する体制としたところであり、このことは、保護者の方にも御安心いただいているところでございます。

このような状況にございますので、女性の教員住宅につきましては、現時点では新しく建設する予定はございませんが、今後、野島在住の児童・生徒が就学するといったような場合は、空き家の活用なども含めまして検討してまいりたいと考えております。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（松村 学君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 慎一君） 私からは3点目、野島診療所について御答弁申し上げます。

まず、野島診療所の現在の開設状況などについて御説明をいたします。

診療は、毎週月曜日と木曜日の午後1時10分から午後4時10分まで、本土から病院の医師を派遣し行っております。平成28年度に診療所を開設した日数は92日で、年間利用者数は231人、1日当たりの利用者数は、平均ではございますが2.5人という状況になっております。

御質問の野島漁村センターの元談話室が野島診療所となっている経緯でございますが、平成27年1月ごろより、診療所の業務を委託しております病院の医師から、施設の老朽

化によりカビ臭がするため、診療に支障が生じている。施設の根本的な改善が必要で、島民や医療従事者の健康面に影響があるため、このままでは診療が続けられない、早急に対処してほしいという要望がございましたので、野島住民の皆様の医療の確保を最優先課題として市内部で検討を行ったところでございます。

旧野島診療所は、昭和46年に建設されており、建物の構造が耐震基準のないコンクリートブロック造のため、安全性に問題があり、また、建物の老朽化が著しく、医療行為を行う場所として、衛生面において問題があるような状況でございました。

離島医療という特殊性を鑑みれば、派遣する医療関係者への精神的な負担軽減など、勤務環境を整える必要があることから、野島診療所を建て替える方向で検討し、建て替えるまでの間は野島漁村センターの一室を使用することといたしました。

また、新施設については、野島教員住宅女子寮も老朽化していることから、公共施設再編計画の方針に従い、野島診療所、野島教員住宅女子寮、野島保育所の複合化施設とする方向で検討することといたしました。そして、平成27年12月に、このことを野島地域自治会連合会との協議の中でお伝えし、建て替えるまでの間、野島漁村センターの一室を使用することへの御協力をお願いいたしましたところでございます。

このとき、野島地域自治会連合会から、建設場所については野島教員住宅男子寮近くの敷地などの提案がございましたが、市といたしましては土砂災害警戒区域、高潮及び津波の浸水想定区域など、災害が発生する可能性がある危険な区域への新施設の建設は想定できないため、野島小・中学校の敷地を建設候補地として考えておりましたので、建設場所については今後も協議事項とすることといたしております。

平成28年2月には、野島地域自治会連合会から、野島診療所の建設時期の提示を求められたため、同年3月の野島地域自治会連合会との協議におきまして、平成29年10月ごろを目指して建設したいと申し上げたところでございます。

平成28年4月には、6月議会において防府市野島診療所設置条例を改正し、建設までの間、野島診療所を野島漁村センターの一室に開設したい旨、野島地域自治会連合会へ御相談申し上げ、御了承をいただきました。

なお、この際、野島地域自治会連合会より、野島診療所を建設する位置について、市が提案する野島小・中学校の敷地は島民からすると適当ではないとの御意見のもと、当時の野島診療所の位置に建設するよう強い要望がございました。そして、平成28年6月議会におきまして、防府市野島診療所設置条例を改正し、平成28年8月1日より野島漁村センター1階の元談話室に野島診療所を移転し、開設をいたしましたところでございます。

その後、平成28年4月、野島地域自治会連合会から建設場所は旧野島診療所の位置以

外は考えられないとの強い要望がございましたので、市内部で旧野島診療所の位置での建設について検討をいたしました。その結果、旧野島診療所の位置は土砂災害警戒区域、高潮浸水想定区域及び津波浸水想定区域のため、それぞれの災害に対応した施設とする必要があり、離島のため、資材や機械の運搬費用や交通費などが必要となり、莫大な費用が必要になることがわかりました。

また、このとき、旧野島診療所の敷地は狭小で——狭くて、市が想定しておりました複合化施設を建設することは困難ということにもなりました。

そして、これらのことや野島診療所の利用状況、公共施設再編計画などを総合的に検討し、野島診療所は将来必要となってくる野島漁村センターの建て替え時に、野島漁村センターと野島診療所などを複合化した施設を建設することといたし、それまでの間、野島診療所は野島漁村センターの一室に引き続き開設することにいたしました。

そのため、平成28年9月に野島にお伺いし、当分の間、現在の野島漁村センター1階の元談話室を野島診療所として使用することについて、御理解と御協力をいただくようお願いに参ったところでございます。

なお、市といたしましては、現在、診療所業務とともに週1回の健康相談、月1回の、先ほど議員からも御紹介をいただいたところでございますが、「あかね島元気アップ教室」など、健康増進事業や介護予防事業などを実施し、保健や福祉の増進に努めておるところでございます。

今後も島民の皆様の御意見をお聞きしながら、保健、福祉の増進に努めるとともに、さまざまな観点から野島の振興に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解のほどをお願いいたします。

以上でございます。

○議長（松村 学君） 23番、清水力志議員。

○23番（清水 力志君） 御答弁ありがとうございます。

それでは、御答弁いただいたことについて幾つか申し上げます。

まず、1点目のサテライトオフィス誘致についてですが、平成28年12月議会で離島振興事業に関する補助金の補正予算が計上され、その後に予備費に回されましたが、平成29年度の予算にも計上されておりましたので、私自身も期待して吉報を待っておりましたが、なかなか実現できていないということでした。ですが、たった1年や2年では簡単に結果が出しづらい難しい事業であるということも改めて認識いたしました。相手の事業者もビジネス活動として捉えているので、なかなか一筋縄ではいかないということもあるでしょうが、サテライトオフィス誘致は離島振興事業の根幹を果たす重要な役割を持って

おります。執行部の皆様におかれましては、今後も粘り強い誘致活動を継続していただきますよう、強く要望いたします。

次に、2点目の教員住宅についてですが、こちらでも建て替えなどの計画はないとのことでした。確かに、先生方が船に乗って通勤されることによって、自宅から通えるからこのほうが良いと考える先生もいらっしゃると思いますし、一緒に船に先生が乗ってくると、児童・生徒を三田尻港まで送り迎えをされる保護者の方々も安心されると思われま

す。そして、何より野島海運の船の乗組員の方も児童・生徒と先生と一緒に船に乗ってくることにより、安心して業務に従事できるといったいい面もあります。

しかしながら、私はあるべきものはあるべき場所にあるべき姿で存在するべきだと考えます。

毎日船で片道約30分の通勤や、午後4時半の船で先生方が帰った後、残りの先生で業務を片づけないといけないという先生方の負担も懸念されます。

さらに、閉鎖される直前は3名の教員が利用しておりました。現在、船で通勤されている先生方も、通勤するという1つの選択肢しかなく、もしも通勤する以外の選択肢があれば、別の方法も考えられるかもしれません。未来のことも含めて、先生方の職場環境や生活環境に選択肢を持たせてあげるのも行政の役割だと考えます。そのためにも、今後教員住宅を建てるなどして運用を続けるべきだと私は考えます。今後は、状況に合わせた対応を迅速に行っていただくことを強く要望いたします。

そして3点目の診療所についてです。

御答弁いただいた内容を簡単に言うと、当初は保育所と教員住宅女子寮と診療所の3つを複合する建物を新しく建てるつもりだったが、予算などの理由により建てるのをやめた。新しい診療所ができるまでということで漁村センターの談話室を使わせてもらっているが、新しい建物を建てるのをやめたため、ほかの場所に診療所を持っていくことができずに、現在も漁村センターの談話室を診療所として使っているということです。

この診療所に関して、いただいた答弁の中に幾つか私も腑に落ちない部分がありますので、再質問をさせていただきます。

先ほどの答弁で、診療所の建て替えに関して、離島のため莫大な費用が必要になることが判明したとおっしゃいましたが、その費用額は幾ら計上されたのでしょうか、御回答をお願いいたします。

○議長（松村 学君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 慎一君） お答えいたします。

答弁の中でも申し上げましたが、旧診療所の位置は土砂災害警戒区域、それから高潮浸

水想定区域、津波浸水想定区域でございます。これらへ対応できる建物を建設しなければならないというところでございます。また、離島のため、建設資材や建設機械の運搬、作業員の交通費など多くの費用が必要となっております。そのため、概算ではございますが、約1億円程度必要ということを考えております。

以上でございます。

○議長（松村 学君） 23番、清水力志議員。

○23番（清水 力志君） 野島地域の皆さんの命と健康を守るのに欠かせない建物がおよそ1億円、それが莫大な費用だと言われるわけですね。それでは、幾らまでの費用であれば建設する予定だったのでしょうか。想定していた費用の上限額を教えてください。

○議長（松村 学君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 慎一君） 当初、建設すると申し上げた時点のことになるろうかと思いますが、その時点では具体的な金額の想定まではなかったというふうに思っております。

○議長（松村 学君） 23番、清水力志議員。

○23番（清水 力志君） 具体的な費用も想定していなかったということですね。はい、わかりました。

先ほどの答弁の中で、医療の確保を最優先とおっしゃいましたが、最優先とするならば、教員住宅女子寮や保育所との複合施設ではなく、診療所単独の建設も選択肢にあったと思われませんが、そのあたりの見解はどうだったのでしょうか。

○議長（松村 学君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 慎一君） お答えいたします。

選択肢にはございました。ございましたので、先ほど申し上げましたように野島の方々の御希望に沿って、旧診療所の位置で診療所を建設することを検討いたしましたわけでございます。その結果、莫大な費用が必要になることや、診療所の利用状況、公共施設再編計画などを総合的に考えて、診療所の建設については、将来必要となってくる野島漁村センターの建て替えに合わせて考えさせていただくこととしたものでございます。

以上でございます。

○議長（松村 学君） 23番、清水力志議員。

○23番（清水 力志君） 現在、野島の保育所は旧診療所の2階にあり、現在は閉鎖中です。そして、教員住宅女子寮は先ほども答弁いただいたと思いますが、建て替える予定はないということでした。ともに現在は緊急性の低い施設です。つまり、公共施設再編計画などの方針などに目をとられて、緊急性の低い施設を併設することを考えるが余り、最

優先課題である医療の確保としての診療所をどうするかということがないがしろにされたように思えるのですが、そのあたりはどうお考えでしょうか。

○議長（松村 学君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 慎一君） ないがしろにしたとか、決してそのようなことはございません。医師から、旧診療所では衛生的に問題があり、診療に支障があるとされたことに対応し移設したもので、医療は確保いたしておるところで、医師には衛生的になったというふうに御納得をいただいております。

○議長（松村 学君） 23番、清水力志議員。

○23番（清水 力志君） ありがとうございます。

ここでもう一度言わせていただきます。私は、あるべきものはあるべき場所にあるべき姿で存在するべきだと考えております。つまり、漁村センターの談話室は談話室として使うのが当然であります。もともと診療所を目的としてつくられたわけではないですから、現在の漁村センターの状態は本来の姿ではありません。そのあたりはどうお考えでしょうか、御所見を伺いたします。

○議長（松村 学君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 慎一君） 野島漁村センターの旧談話室を野島診療所として使用することについては、言われる本来の姿に新しい機能を加えたというような形になるかとは思いますが、公共施設再編の方針の中で、限られた市の施設を複合的に、また有効利用するということにつきましては、今後も必要になってくるのではないかとこのように考えております。

○議長（松村 学君） 23番、清水力志議員。

○23番（清水 力志君） 事実、談話室を診療所として使用しているため、幾つかの問題が発生しております。

どのような問題なのかと申し上げますと、現在、診療所として使っている元談話室の向かいに調理室があり、その調理室の出入り口の隣に、診察を待っている方が座る椅子が置かれております。そのため、診察を待っている方が調理室を出入りする人や漁村センターを訪れた人などと顔を合わせる事となり、お互いが気まずい思いをしているという話をお聞きしました。

また、昨年までは調理室でつくったものを談話室で加工などの作業をしていたが、現在は談話室が使えないので、漁村センターのロビーに大きなブルーシートを敷いて作業をしている。食品を扱うので、衛生的に非常に気を遣うとのことでした。ともに談話室を診療所として使わなければ起こることのない問題です。この現在直面している2つの問題につ

いて、改善をしていただきたいのですが、どのようにお考えでしょうか、御所見をお伺いします。

○議長（松村 学君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 慎一君） 以前に比べ、御不便をおかけしている点があることについては申しわけないというふうに思っております。しかしながら、漁村センターの利用状況や診療所の受診状況などから、そのような状況が発生することについては、極めて限定的というふうに考えられますので、利用日の調整や他の部屋を利用させていただくこと、それから状況に合わせて待合場所を移動させていただくなど、臨機応変に対応してまいりたいというふうに考えております。

○議長（松村 学君） 23番、清水力志議員。

○23番（清水 力志君） ただ単純に椅子を動かせばいい、ロビーにブルーシートを敷くのではなくて、ほかの部屋を使えばいいという問題ではありません。これらの問題は、偶発的に起きた問題ではなく、談話室を診療所として使うからこそ出てきた起こるべくして起きた必然的な問題であり、行政が起こした問題だと言っても過言ではありません。こちらは談話室を使わせてもらっている立場でありますから、漁村センターの責任者の方や自治会、地域の方がどうしてほしいのかという意見や要望を正面から真摯に受けとめ、納得をされるまで真剣に問題解決に取り組んでいただくことを私からも強く要望いたします。それでは次に移ります。

いかなる事情があつたとしても、結果としてこの計画を覆したことは事実です。地域の方も新しい診療所をつくってくれるなら貸しましょうという思いで、漁村センターの一室を使用されることを了承されたことと思います。つまり、仮住まいのはずが本住まいとなつてしまいました。ことわざに「軒を貸して母屋を取られる」というのがあります。恩をあだで返される例えですが、今回の出来事はこの例えどおりのことをしております。この場合、こちらから見れば、軒を借りて母屋を乗っ取つたとでも言ったほうが適切でしょうか。

少し意地悪な見方をすれば、最初から診療所を漁村センターへ移転させるために、新しい診療所の建設の話を自治会や地域の方に持ちかけた、そして了承を得て移転を完了させた後に、適当な理屈を並べて計画を覆した。余りにも話がうまくいき過ぎているので、いわゆる移転ありきで恣意的に話を進められたのではないかと、思わず疑念を持っております。

そこでお尋ねいたします。

今回のやりますとか、先ほどの答弁にもありました平成29年10月を目指して建設し

たいと、そこまで断言しておきながら、後からやっぱりやりませんと手のひらを返す、このようなやり方や話の進め方は、行政としていかなもののでしょうか。また、今回の計画が上がったとき、自治会や地域の皆さんは、この野島地域の未来や将来像を思い描いて、期待もしていたはずですが。しかしながら、今回の一連の出来事は、結果として自治会や地域の皆さんの思いをじゅうりんしました。

私は、地域の発展には行政と自治会、地域の皆さんとの信頼が不可欠だと考えます。今回このようなことをして、果たして自治会や地域の皆さんとの信頼関係が築けると思われるのでしょうか、御所見をお伺いいたします。

○議長（松村 学君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 慎一君） お答えをいたします。

当初検討が足りない部分があり、建設すると言ったものが、結果的に建設しなかったという点については申しわけなく思っております。しかし、答弁いたしましたように、地元の野島の御要望で旧野島診療所敷地での建設を検討する中で、土砂災害や津波、それから高潮といった災害に対応した施設とすることや、離島のため、相当の建設費が必要なこと、それから診療所の利用状況、公共施設再編計画などを市内部で総合的に検討した結果、野島診療所の建設は将来必要となってくる野島漁村センターの建て替えに合わせて検討するとしたもので、昨年9月に野島にお伺いし、御理解をお願いしたところでございます。今後も地元の皆様に対しまして、御理解をいただくよう努めてまいりたいというふうに思っています。

以上でございます。

○議長（松村 学君） 市長。

○市長（松浦 正人君） ただいまの部長答弁、るる聞いておりました、もしかしたら誤解が生じてはいけませんので、あえて申し上げます。

今の小学校のあるところ御存じでございますね。波止場からそんな遠くない東側にありますね。あちらは高台で、あそこでしたら津波も台風も高潮も全部安全地帯なんです。上からの山崩れとかもですね。したがって、あそこに診療所と、それから今の教員住宅と、それから必要であれば保育所も、今、保育の要がある人は野島に今のところおられませんけども、そういうしっかりしたものをつくらうという御提案をしたわけです。それが平成29年の10月なら、だからことしの10月ですよ、でき上がりますがというような話を持っていったわけです。

そうしたら、あそこは遠過ぎると、遠いと。私どもは何回も、あそこが遠かったらどこが近いんだと言ったら、今の診療所があったところだと、こういう議論になっていって、

今の診療所がかつてあったところは、それは波止場から30メートルか50メートルでしょう。小学校のところは100メートルかそんなものでしょう。遠いといえばそれは確かにそうかもわかりませんが、より安全で、しかも学校に集約が全部できるわけですから、まさにスクール・コミュニティであり、コミュニティ・スクールみたいな、それで将来的に漁村センターも建て替えの必要が生じたときには、またそこも可能性として考えられてくるのかなというような思いも私自身は持っているわけでありまして、部長の答弁だけ聞いておられたら誤解を生じてはいけませんので、議員のほうでですね、私が報告を受けているありのままのことをお伝えをしないではいかんと、こう思って今、申し上げているところであります。

もとより、議員が先ほどからおっしゃっておられる、あるべきものはあるべき場所にあるべき姿でと、これは本当にそのとおりでございます。そのとおりでございますが、学校用地に集約して建てていくということも、現時点の中では1つの非常にいい結論ではなかったのかなと私は考えているわけでございますので、そこらあたりも含めて、そんなに広大なエリアではないですから、野島はですね。地域の方々の御理解と御協力と、そして我々の的確な判断が求められるのではないかと、かように考えているわけでございます。

○議長（松村 学君） 23番、清水力志議員。

○23番（清水 力志君） 御答弁ありがとうございます。

では、次の質問に移らせていただきます。

先ほどの答弁で、当分の間、漁村センターの1階の談話室を診療所として使用することについて、御理解と御協力をお願いしたとおっしゃっていましたが、この当分の間というのは、具体的にいつまでのことでしょうか。

○議長（松村 学君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 慎一君） 今、市長のほうからもいろいろお話をしていただいたところでございますが、現時点では、先ほどの答弁でも申し上げましたとおり、野島漁村センターも建築から36年が経過しておりまして、将来的には建て替えが必要になってまいります。そのときに合わせて建設をというふうに考えておりますので、それまでの間ということになるかというふうに思います。

○議長（松村 学君） 23番、清水力志議員。

○23番（清水 力志君） では、将来的にというふうにおっしゃっていましたが、漁村センターの建て替えの予定や計画は具体的にあるのでしょうか。

○議長（松村 学君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 慎一君） 現時点ではございません。

○議長（松村 学君） 23番、清水力志議員。

○23番（清水 力志君） 私も、後からこれ聞いたことなんですが、漁村センターは一昨年に建物の外壁塗装工事と屋根の部分の防水工事を実施しております。近々建て替えるどころか、建物の延命工事を実施しているわけです。つまり、いつ建て替えるのかわからない当分の間ということになります。何十年先になるかわからない現段階の時点では、計画とは言えないと私は考えます。

そこでお尋ねいたしますが、全く計画のないまま、このままずっと談話室を診療所として使い続けるおつもりでしょうか、御答弁お願いいたします。

○議長（松村 学君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 慎一君） お答えいたします。

先ほど申し上げましたとおりでございます。現時点では野島漁村センターを建て替えるまでは、野島漁村センター内の旧談話室を使用したいというふうに考えておるところでございます。

○議長（松村 学君） 23番、清水力志議員。

○23番（清水 力志君） 私も直接地域の方や自治会の方とお話をしてわかったことなんですが、自治会や地域の皆さんは、この診療所が漁村センターの談話室に移転したこれまでの経緯など、余り納得されておられません。

先ほどの答弁の中の最後に、現在も健康増進事業や介護予防事業などを実施し、保健や福祉の増進に努め、さまざまな観点から野島の振興に努めたいと考えているとおっしゃっております。

確かに、それは市民サービスを提供する上で最も重要なことであります。そして、それを実践し、さらなるサービスの向上をと日々努力され、奮闘されている執行部の皆様及び市の職員の皆様におかれましては、改めて感謝の意を申し上げます。

しかしながら、そのことと漁村センターの談話室を診療所として使っていることとは関係ありません。

そこで、同じような質問かもしれませんが、それを踏まえて改めてお尋ねいたします。今後、診療所についてどのような方向性を持って進んでいかれるのでしょうか、御所見をお願いいたします。

○議長（松村 学君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 慎一君） お答えをいたします。

繰り返しになるところでございますが、費用、利用状況、それから公共施設再編計画など、そういったものを総合的に検討した結果、野島診療所の建設は、将来必要となってく

る野島漁村センターの建て替え時に合わせて検討することとし、それまでの間につきましましては、野島診療所は野島漁村センターの一室を使用いたし、医療の確保をいたしてまいりたいというふうに思っております。

議員は関係ないと言われたところではございますが、診療所とは別途に、毎週水曜日には保健師が野島を訪れまして、健康相談事業を実施させていただいております。また、それに合わせて、毎月第2水曜日には御紹介いただきました「あかね島元気アップ教室」、介護予防教室も開催をさせていただいております。今後も野島の皆さんの御意見をお聞きしながら、これら健康増進事業や介護予防事業などを実施しまして、保健、福祉の増進にますますより一層努めてまいるとともに、さまざまな観点から野島の振興に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解のほどをよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（松村 学君） 23番、清水力志議員。

○23番（清水 力志君） わかりました。今後は自治会や地域の皆さんとよく話し合いをしながら、今後、もし何か問題などが出てきましたら、問題解決に取り組んでいただきたいと思っております。

そして、今回は計画や調査の段階でやりますと断言しておきながら、後になって調査の結果やっぱりやりませんといったことから、このような地域の方と行政の行き違いといえますか、そういうのが起きております。

執行部の皆様にお願ひがあるのですが、やはり言葉というものには慎重になっていただきたいと、そう思っております。執行部の皆様及び市の行政にかかわる職員の皆さんの言葉というものは、市民から見るととても重みがあります。確かに強い気持ちやこの本気度をわかってもらうために、時として頼もしい言葉を使うときもあるかもしれませんが、こういった気持ちをわかってもらうにはほかに方法があるはずです。いかなる場合でも、発した言葉に対して責任を持っていただきたいということをお願い申し上げまして、この質問を終わらせていただきます。

では次の質問に移ります。次の質問は、核兵器禁止条約についてです。

広島、長崎の原爆投下から72年がたったことし、人類は歴史の大きな転換点を迎えました。2017年7月7日、人類史上初めて核兵器を違法化する核兵器禁止条約がニューヨークの国連本部で開かれた国連会議で採択されました。国連加盟国193カ国のおよそ3分の2に当たる122カ国の賛成で採択されたものです。

この条約では、核兵器の開発、生産、製造などが禁止され、さらに使用及び使用の威嚇なども禁止されております。

被爆者も平均年齢80歳を超えた中、自分たちが生きている間に何としても核兵器のない世界を実現したいと、2016年に広島、長崎の被爆者が訴える核兵器廃絶国際署名を呼びかけたことに呼応して、核兵器のない世界を求める世界各国と市民社会の長年にわたる共同の取り組みが実を結んだ歴史的な壮挙であり、被爆者の皆さんの長年の悲願でもあります。

そこで質問をさせていただきます。

まず1つ目に、防府市は2005年12月に核兵器廃絶平和都市宣言を議会決議にて採択し、また2009年12月には平和首長会議、いわゆる首長会議ですね、に加盟されております。この人類史上初めて核兵器を違法化する核兵器禁止条約について、どのような見解をお持ちでしょうか、お尋ねいたします。

2つ目は、日本は唯一の戦争被爆国でありながら、日本政府はこの核兵器禁止条約の採択については棄権という立場をとり、さらに2017年8月10日付の朝日新聞では、署名・批准を行うつもりはないとの記事が掲載されておりました。防府市からも、この条約に署名・批准をするように、日本政府に働きかけていくべきだと思いますが、いかがお考えでしょうか。

以上2点、御所見をお伺いいたします。

○議長（松村 学君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 御質問にお答えいたします。

議員御案内のとおり、本市は平成5年12月に、核兵器廃絶平和都市宣言を議会決議しているところでございます。これは、広島、長崎の被爆者の苦しみを二度と繰り返すことなく、真の恒久平和を求め、非核三原則の完全実施を願うとともに、核兵器の廃絶を訴えるため、決議されたものでございます。

このたび、国連本部で採択された核兵器禁止条約は、核兵器によって引き起こされた被爆の現実を踏まえ、いかなる状況でも核兵器の使用、保有、開発、実験などを禁止するものでございます。核兵器廃絶平和都市宣言を行っている本市といたしましても、この条約が核兵器のない世界の実現に寄与することを期待しているところでございます。

次に、日本も条約に批准するように国へ働きかけていくべきではないかとの御意見、お尋ねでございましたが、条約への不参加は、政府において慎重に検討を重ねられ、御判断された結果と受けとめておりますので、条約の批准について、市から国へ働きかけを行うことは考えておりません。

以上、答弁申し上げます。

○議長（松村 学君） 23番、清水力志議員。

○23番（清水 力志君） ありがとうございます。私の先ほどの質問も漠然としたものではありましたが、御回答いただきましたこと、感謝いたします。

戦後72年、これまで日本は戦争で一人も殺さずに、また一人も殺されずに現在に至っています。戦争を経験した人たちは、戦争に対する憎しみよりも、二度と同じ過ちを繰り返さないでほしいと願い、次の世代、また次の世代へと戦争の悲惨さ、平和の大切さ、武力だけでは何も解決しないということを今も語り継がれております。そして、何よりも今、私がこうしてこの場所で自分の意見を言えるのも、平和があるからこそであり、その平和は国内外を問わず、さきの戦争でとうとい命を失った数多くの犠牲者の上に成り立っているというのを認識しなくてはなりません。

市におかれましては、これからも平和に対する取り組みを積極的に行っていただくことを強く要望いたしまして、私の全ての質問を終わらせていただきます。

以上です。

○議長（松村 学君） 以上で、23番、清水力志議員の質問を終わります。

○議長（松村 学君） 次は、10番、山本議員。

〔10番 山本 久江君 登壇〕

○10番（山本 久江君） 「日本共産党」の山本久江でございます。本日最後の質問になりました。どうかよろしくお願いを申し上げます。

それでは、通告の順に従いまして質問をいたします。

まず、第1点は、三田尻塩田記念産業公園の整備についてでございます。

最初に、海洋民俗資料収蔵庫の建て替えが進められている中、既存施設との一体的整備と活用をどう図っていくのかお尋ねをいたします。

三田尻塩田記念産業公園は、江戸時代以後の我が国の塩業の歴史に極めて大きな役割を果たした三田尻塩田を記念してつくられた施設で、鶴浜塩田の跡地に入浜式塩田の諸施設が復元をされております。その設置目的には、我が国塩業史に重要な役割を果たし、郷土の産業基盤を形成した三田尻塩田を顕彰するとともに、市民の利用に供し、遺跡の保存と活用を図り、もって郷土の歴史研究及び観光の発展に資すると、こういうふうに述べられております。

我が市の産業の歴史を振り返りますと、約260年にわたり、全国有数の塩の産地として栄えた三田尻塩田の歴史を語らずにはおれません。塩づくりの歴史は大変古いものがございすけれども、江戸時代、入浜式製塩法が導入されて、長州毛利藩による防長三白政

策の一つとして積極的に進められたことで、播州赤穂と並ぶ我が国塩業の一大拠点となりました。三田尻塩は、北前船で遠く山陰や北陸あるいは東北地方などへ積み出されるほどでございました。1905年—明治38年、専売制度が施行されると、三田尻には専売局製塩試験場が設置をされまして、1959年—昭和34年、塩業整備臨時措置法が制定された翌年まで、約260年というこの長きにわたり、我が国の塩業を支えてきました。

こうした三田尻塩田を記念した公園内に、現在、海洋民俗資料収蔵庫が建設をされております。英雲荘内にあった老朽化した施設が移転されたもので、海洋民俗資料にかかわる貴重な施設として完成が待たれているところでございます。

一方で、平成4年に設置されました既存施設につきましては、25年たちまして老朽化が進んでいる状況でございます。

今後、それらの対応も含めて、収蔵庫完成と合わせて、全国的にも貴重な塩業にかかわる新たな産業公園として整備をし、郷土の歴史研究と防府の魅力として観光へつなげていけるよう取り組んでいただきたいと思います。いかがでございましょうか。御答弁をお願いいたします。

2点目に、登録有形文化財三田尻塩田旧越中屋釜屋煙突の保存修理についてお尋ねをいたします。

三田尻塩田記念産業公園内の南側に、昭和初期まで使用されていた釜屋の煙突と煙道の一部が保存されております。公園が整備をされたときには2基残ってございましたけれども、平成16年9月の台風18号で1基が倒壊をいたしまして、現在1基のみとなっております。

釜屋の煙突は、製塩作業の一貫を担う遺構でありまして、塩田の釜屋の煙突としては、全国で唯一残っているものでございます。それゆえ、その文化的価値は大きく、平成24年に登録有形文化財に指定をされております。

入浜塩田をしのぶ唯一の遺構として、近代化遺産としての歴史的意義は大変大きいものです。三田尻塩田の象徴的なものとして、全国でここしか残っていない貴重な釜屋の煙突。長く後世に伝えていくために、保守点検あるいは保存修理等を計画的に進めていかなければなりませんけれども、今後、どのように検討されているのかお尋ねをいたします。よろしく願いいたします。

○議長（松村 学君） 10番、山本議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 御質問にお答えいたします。

現在、海洋民俗資料収蔵庫は英雲荘敷地内に設置されておりますが、英雲荘の復元・改

修に伴い、この海洋民俗資料収蔵庫は、英雲荘及びその文化的価値にそぐわない施設で、かつ老朽化も顕著でありますことから、市政課題の重要な一つとして、施設の移転について検討を行ってまいったところでございます。

国・県も含め関係部署で協議を重ねた結果、国指定重要有形民俗文化財を含む製塩用具などを収蔵しておりますことから、三田尻塩田記念産業公園内へ移設が最もふさわしいとの結論に至りました。建設中の海洋民俗資料収蔵庫につきましては、文化庁の御指導と助言や再三にわたる協議を重ねますとともに、文化庁補助事業の採択もいただきまして、本年3月から工事着手したところでございます。

現在、順調に進捗しているところでございますが、建物内の空気環境を安定させるために、施設の躯体の枯らし期間として、コンクリート打設後、二夏以上を確保するとして文化庁の指針などを踏まえまして、躯体の乾燥を十分に行い、平成32年4月に供用を開始する予定でございます。

さて、海洋民俗資料収蔵庫の建て替えにあわせて既存施設などを一体的に整備してはとの御提案でございましたが、三田尻塩田記念産業公園は、御承知のとおり、約260年続いた三田尻の製塩の歴史を、現在、後世に伝えるため、鶴浜塩田の跡地に地場、沼井、塩釜など入浜式塩田の諸施設を復元したもので、当時の塩づくりを知ることができる全国でも数少ない施設でございます。

このような三田尻塩田記念産業公園の特色につきましては、各種メディアやイベントなどを通じて市内外に発信しておりますが、近年では、年間の来園者数が3,000人程度で推移している状況でございます。

また、こうした復元施設の維持管理には多大な労力と費用が求められます。これまでも、釜屋のバーナーをはじめ、塩づくりには欠かせない設備の修繕を行ってきたほか、本年度は、暗溝（あんこう）と呼ばれる濃度の高い塩水、かん水の輸送装置の修繕工事に着手しておりまして、体験型施設として、入浜式塩田の機能維持を優先させておりますが、既存施設のリニューアルにつきましても、対応すべき重要な課題であると認識いたしているところでございます。

また、収蔵庫の供用開始に合わせて、昔ながらの製法による塩づくりに加え、収蔵庫において、実物の製塩用具を見学いただくことで、同公園の体験型施設としての付加価値をさらに高めてまいりたいと考えております。

加えて、春、秋の観光シーズンに運行しておりますほうふ市内定期観光バスに、体験型観光コースとして組み込むことも検討してまいりたいと考えております。

なお、公園内設備の点検や看板更新等の来園者の利便性向上のための取り組みは、指定

管理者であります三田尻塩田記念産業公園保存会と連携し、今後もしっかりと行ってまいりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

次に、登録有形文化財三田尻塩田旧越中屋釜屋煙突の保存修理についてでございます。

三田尻塩田記念産業公園内に唯一残された石造りのこの煙突は、入浜式塩田において、かん水を炊く釜屋の煙突として、本市のかつての製塩業を象徴する歴史的かつ重要な文化遺産でありまして、将来にわたり保存すべき文化財として、平成24年8月に国の登録有形文化財に登録されております。

さて、議員お尋ねの煙突の保存修理につきましては、平成2年度、塩田記念公園の整備に先駆けて保存修理を実施いたしております。その後、平成11年度には、台風18号の被災に伴う応急修理を、さらに平成18年度及び平成23年度にも保存修理を実施したところでございますが、これまでの保存修理においては、いずれも、傾きなどの修正は行っていないため、現在も煙突の傾きや風化等による劣化が見受けられる状況でございます。

なお、平成26年度に煙突の保存状況について文化庁へ報告いたしましたところ、調査を実施した結果、修理が必要な場合には、事前に修理方法を相談するよう指導を受けているところでございます。

つきましては、今後も日常的な監視を行うとともに、定期的に専門家による傾斜や亀裂の点検・調査を行いながら、三田尻塩田旧越中屋釜屋煙突の将来にわたる保存に努めてまいりたいと考えておりまして、調査の結果によっては本格的な保存修理を実施してまいりたいと考えております。

以上、答弁申し上げます。

○議長（松村 学君） 10番、山本議員。

○10番（山本 久江君） それでは、再質問をさせていただきます。

平成28年度の決算を見ましても、この公園の利用者が年間3,000人を切る状況で若干減っております。しかし、私もあそこの公園行きまして、運営自体は、例えば入園者に対して極めて親切丁寧に資料説明がなされます。本当にびっくりいたしましたけども、体験学習の指導もきちんと行われておりますし、入園者の感動を呼ぶような、まさに施設設置目的に沿った、本当にしっかりした取り組みが行われているなということを痛感いたしました。要は、全国でもここしかない近代化遺産を持っているわけですから、我が市の産業基盤を形成した三田尻塩田をどう検証、先ほど来質問も出ておりますように、情報発信していくかと。このことが大事だというふうに思いますし、またそのために、公園内外の周辺整備が必要と思われれます。最初の答弁で少し触れられましたけれども、看板あるいは駐車場の狭さ、それから展示室の中身等々見直しも必要ではないかというふうに感じて

おりますけれども、この点はいかがでございましょうか。

○議長（松村 学君） 産業振興部長。

○産業振興部長（神田 博昭君） では、質問にお答えいたします。

今、3点ほど御質問がありましたので、それぞれ御回答申し上げます。

まずは、駐車場の案内看板についての御指摘ですが、この案内看板が、本年1月、強風のために看板の一部が剝離し、台材の接着面がむき出しの状態に現在なっております。張りかえの修繕を行うに当たり、再び剝離が生じないよう修繕方法を業者と検討した結果、ちょっと専門的になりますが、盤面を十分に研磨した上で、強固な固定措置を講ずる作業方針が一応固まりましたので、ただいま作業中でございます。修繕は間もなく完了する見込みでございます。

次に、展示パネルについて、先ほど議員より、入園には親切で丁寧であるということをおっしゃっていただきました。ただ、園内の一部のパネルは、やはり色あせが認められております。指定管理者である保存会と現在協議中で、必要な箇所から改善してまいりたいと存じます。

最後です。駐車場につきましては年に1度、秋なんですけど、大きなイベントをやっています。それが「塩田まつり」。この「塩田まつり」の際は、やはり、近くの住民の方、そして記念公園を愛する方、非常に多くの来場者がございます。そして、今の駐車場では不足しておりますので、毎年、近隣の防府卸団地協同組合の御協力を得て、イベント用の臨時駐車場を開設しております。今後も、イベント等で多くの来園が予想される際は、引き続き臨時駐車場に対応してまいりたいと存じます。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（松村 学君） 10番、山本議員。

○10番（山本 久江君） ありがとうございます。

体験型施設として、保存会のほうでは入園者の誘致、大変御努力をされております。学校関係者への声かけも行われているようでございますけれども、学校の社会見学として大いに広げていただきたいと思うんですが、今現在、どう取り組まれているのか、また、今後どう展開されるのか、その点お尋ねいたします。

○議長（松村 学君） 教育部長。

○教育部長（原田みゆき君） 御質問にお答えいたします。

小・中学校では、校外学習や社会見学等におきまして、まずはその学習内容、それに合った学習先となります施設につきまして、距離であったり時間や費用だけでなく、またその施設から学べる内容につきまして、施設に関する情報が必要となってまい

ります。

小・中学校の利用を進めていきます上では、施設に関する情報を学校に十分提供しなければなりません。施設側からも、学習内容に対応する素材や教材が提供できるような取り組みが必要だと考えております。

今後、施設側と協働しまして、学習の素材・教材としての活用や学習プログラムの研究に努めますとともに、教育委員会の諸会議や校長会などの機会に、児童・生徒の社会見学や校外活動等、課外活動等の対象施設として、その利用促進を働きかけてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（松村 学君） 10番、山本議員。

○10番（山本 久江君） これは大変重要なことだというふうに感じておりますので、積極的な展開をよろしくお願いいたします。

このたび、海洋民俗資料収蔵庫が移転されるわけですが、現在収蔵庫に保管されている物の中に、江崎の丸木舟がございます。これは、重要有形民族文化財として極めて貴重なものでございます。全長が7.06メートル、現在の萩市の田万川町江崎の海岸部、地下0.9メートルから出土したものだというふうに説明されておりますが、丸木舟としては県下初の発見例で、日本海の荒波に耐えられるよう工夫や設計がされておまして、金属製の刃物でくりぬいてつくった丸木舟と説明がされております。

この丸木舟の収蔵につきましては、これまでのいきさつを踏まえると、新しい収蔵庫に移転保管されるのかどうか、その点少し疑問を持っておりますので、その点はどういうふうに教育委員会として考えておられるのか、お尋ねをいたします。

○議長（松村 学君） 教育部長。

○教育部長（原田みゆき君） 御質問にお答えいたします。

江崎の丸木舟につきましては、昭和32年6月3日に重要有形民族文化財に指定されたものでございます。また、所有者は山口県でございます。昭和36年防府市立海洋民俗資料収蔵庫の開館にあたりまして山口県から寄託を受け、収蔵資料の一つに加えられたものでございます。

このたびの収蔵庫の建て替えに当たりまして、この丸木舟につきましては文化庁及び山口県と協議をいたしました。その結果、現収蔵庫内の製塩用具を新収蔵庫に移動する時期に、山口県へ返還することとなっております。

以上でございます。

○議長（松村 学君） 10番、山本議員。

○10番（山本 久江君） これまでのいきさつから、県の所有でもありますし、返還をしていくのが私も妥当だというふうに感じております。いずれにいたしましても、収蔵庫の建設をきっかけに、公園内の管理運営にかかわる新たな取り組みが求められているような気がいたします。近くには、今から約250年も前に、入川にかけられた石橋、枡築らんかん橋もございます。特に私、今回の質問でいろいろ、中関のまちも歩いてみたんですが、非常に歴史ある中関のまち並み、これは本当に、宮市や富海とはまた違った歴史の重みを感じる、そういうまち並みでございます。

周辺も視野に新たな取り組みが展開をされる、このことを期待いたしまして、この項は終わらせていただきます。

続きまして、第2点目ですが、子育て支援について、こども医療費支給事業の義務教育修了までの拡充について質問をいたします。

私は、昨年12月定例市議会の一般質問でこの問題を取り上げ、松浦市長からは次のような答弁をいただいております。「すなわち、子育て世帯の経済的負担軽減は重要な子育て支援策であり、制度の拡充は必要であるとの認識に変わりはない。子育て支援策全体の中で、他事業との優先順位を考えながら、所得制限を設けるか否か等も含め、実施方法や開始時期について検討したい」こういう答弁をいただいております。

私はこのときも、今、なぜ防府市の中学生にこの制度を拡充していく必要があるのか、この点を述べさせていただきましたが、その後も、この制度拡充がますます重要であるとの認識に至っております。

まず、必要性の第1点目は、全国の自治体の中学生以上の子どもに対する医療費助成、昨年4月の厚生労働省の調査でも、通院の場合が79.7%、約8割です。入院の場合が90.3%、約9割の自治体で実施をされているということでございます。全国1,741自治体の大半が、他事業に優先して実施している、こういう状況でございます。

2点目は、中学生の健康状態です。これも、さきの議会で紹介をさせていただきました。毎年度、定期健康診断が実施をされておりますが、その疾病状況について、全国平均と比較しても、例えば、視力0.3未満、全国が7.40%に対し防府市は23.75%、耳の疾患、これは全国が4.47%に対し防府市は前年度より割合が増えて11.70%、鼻副鼻腔疾患、全国が11.52%に対し本市は24.83%、齲歯未処置、虫歯ですね、未処置はほぼ全国並みの16.26%ですけれども、6人に1人が未処置という状況でございます。子どもたちの健康状態は、全国と比較いたしましても決していい状況ではございません。

3点目は、子育て世代の経済状況でございます。

2012年の調査ですが、全国的にも6人に1人の子どもが貧困ライン以下で生活をして、その貧困ラインそのものは段々下がっていると報告をされております。防府市でも、子育て支援に対する要望では経済的支援の充実を求める声が大変多い、こういう状況でございます。

今なぜ、中学生にこの制度を拡充していく必要があるのか、4点目に、防府市まち・ひと・しごと創生総合戦略で、子どもの医療費に対する支援拡充を取組内容として掲げているということでございます。みずからの目標として掲げ、総合戦略の計画期間5年間で、新年度——来年度は4年目に当たります。幸せますのまち防府の創造がテーマですけれども、計画期間も後半になる来年度には、ぜひ実施をしていただきたいと考えますがいかがでございましょうか。よろしく願いをいたします。

○議長（松村 学君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 慎一君） 御質問にお答えをいたします。

議員御承知のとおり、現在本市では、山口県と共同で、未就学児の乳幼児医療費助成制度を実施いたしております。県の制度は一部負担金や所得制限が設けられておりますが、本市においてはこうした要件等を撤廃し、医療費を無料化する制度といたしております。

さらに、平成27年10月から、こども医療費支給事業として、県内他市に先駆け、保護者の所得制限を設けることなく小学校卒業時までの医療費の無料化を実施しているところでもございます。

また、人口減少の克服と地方創生の取り組みを推進するため策定いたしました、防府市まち・ひと・しごと創生総合戦略においても、安心して子どもを産み育てられる環境づくりと子育て家庭に対する経済的支援を取組項目とし、多子世帯への経済的支援として、保育料の軽減や出産祝い金などの支援の充実に加え、子どもの医療費に対する支援拡充を挙げておるところでございます。

この総合戦略に基づき、平成28年10月から、多子世帯への経済的支援として、第3子以降の子どもの出生時に10万円、小・中学校への入学時にそれぞれ5万円の商品券を贈呈する多子世帯子育て支援商品券交付事業を開始し、子育て世帯の経済的負担の軽減に貢献しているものと認識いたしているところでございます。

御質問の、こども医療費支給事業の義務教育修了までの拡充につきましては、さらに子育て世帯への支援を行うため、制度の拡充は必要であると認識しておりますが、さまざまな子育て支援策を実施しております中で、国・県の財政的支援なしに本市単独で制度を拡充していくことは、おのずと予算的な限界がございます。

したがいまして、こども医療費の拡充につきましては、昨年と同じような御回答になる

うかと思いますが、子育て支援策全体の中で、他事業との優先順位を考えながら、引き続き検討してまいりたいと存じますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（松村 学君） 10番、山本議員。

○10番（山本 久江君） それでは、再質問をさせていただきます。

先ほど私は、今なぜ防府市の中学生に医療費制度の拡充をする必要があるのか、4点指摘させていただきましたが、もう1点述べさせていただきます。

それは、中学生の数が大変減ってきているということでございます。平成29年度防府の教育概要を見ますと、今年度——今年ですね、5月1日現在、ついに中学生は3,000人を切りました。2,891人です。前年比マイナス123人となっております。防府市の中学生の数のピークは、昭和61年の5,962人ですから、半分以下というような状況でございます。減少し続ける中学生への医療費制度の拡充、本当に待ったなしではないでしょうか。市民も切望し、執行部も掲げる施策になぜ踏み切れないのでしょうか。これは私は、涙を流しながらでもお訴えをさせていただきたいと思います。これは、市長、御答弁お願いいたします。

○議長（松村 学君） 市長。

○市長（松浦 正人君） 私にということでございますが、今、部長が答弁いたしましたように、その重要性は強く認識をいたしておりますが、支援策、さまざまなものがございませうだけに、特化してそこへ入っていける状況ではないということを御理解をいただけたらと思います。

ただし、この辺のところは、やはり優先順位は極めて高いものではないかと、こんなふうに分なりに思っておりますこと、申し添えさせていただきます。

○議長（松村 学君） 10番、山本議員。

○10番（山本 久江君） 先ほどの部長の御答弁の中で、予算のことも述べておられました。実際に、実施に必要な予算はどの程度見ておられるのか、その点をお尋ねいたします。

○議長（松村 学君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 慎一君） 現在のこども医療費、小学校1年生から6年生までの経費が、28年度決算で申し上げますと約1億8,000万円程度になっております。中学生になれば、大きくなっていくにつれ、医療費はかからなくなってくるであろうことから、先ほどの金額から推測するに約8,000万円程度ではないかというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（松村 学君） 10番、山本議員。

○10番（山本 久江君） この医療費支給事業の拡充につきましては、特別に防府市まち・ひと・しごと創生本部を設置をして、総合計画の目標の実現を確かなものとする総合戦略、これにしっかりと位置づけられております。他事業に優先して、こうした総合戦略はつくられております事業でありまして、重要業績評価指標、KPIまでつけている、そういった施策であります。これに位置づけられた施策がそう簡単にほごにされては、市民はたまったものではありません。

目標は平成31年度ですけれども、市長も今の御答弁の中で、他事業に優先して考えるべき施策だというふうな御回答があったわけですから、計画どおり来年度、仮に無理だといたしましても2年以内に、目標が平成31年度ですから、2年以内に実施を約束していただけるのかどうか、私はここで確認をさせていただきたいと思います。早期に実施をしていただくのが私の望みですけれども、そのあたり、いかがでしょうか。確認をいたします。

○議長（松村 学君） 市長。

○市長（松浦 正人君） この場でしっかりとお約束することができません。申しわけありません。

○議長（松村 学君） 10番、山本議員。

○10番（山本 久江君） 全国で8割9割がこの制度の実施に踏み切っているわけです。ほかのところでは、ほかの事業に優先してこうした事業をやっているわけですから、私が述べるまでもなく、全国市長会の会長であります松浦市長が、全国の状況をしっかりとつかんでおられるはずですよ。ぜひ、踏み出していただきたいということを強く要望しておきます。

少し御紹介をさせていただきますが、市議会教育民生委員会が何度か懇談をいたしました、山口県保険医協会が2年前に「学校歯科治療調査」、この調査を実施されたそうでございます。その結果、歯科疾患が発見をされても4割以上が受診をせず、その理由が多忙で時間がないとか費用が心配、こういったケースが多くて、そのために、3割に上の学校において口腔崩壊の事例が報告されるに至っているということでございます。

これ、山口県全体の調査ですけれども、この結果は、長引く不況によってもたらされた経済格差が歯科診療の格差となり、命の格差につながるという、あしき連鎖に陥っていることを示しています。こういうふうには述べられております。

歯科に限らず、行政として子どもたちの健康をどう守っていくのか、特に中学生の時期、

山田議員も質問で言われましたけれども、本当に、中学生の時期というのは体が物すごく発達していくこの時期に、親が一番心配なのは子どもたちの健康です。これを行政がどうバックアップしていくのか、このことが問われていると思いますので、市長におかれましては、ぜひ、来年度実施に向けて、御努力をお願いをしたいというふうに思います。

以上でこの項は終わります。

次に、国民健康保険制度について質問をいたします。

まず、1点目ですけれども、来年4月からの国保の県単位化に向けて、国は、保険料の試算結果を国に報告するよう求めているが、市民への公表も行ってほしいがどうか。こういう通告をさせていただいております。

国保の単位化で、今でも高い保険料が一体どうなるのか、新年度実施を前に、多くの住民あるいは団体等が県や市に要望して公表を求め続けてきたことをございますが、ようやく県が――質問の通告をいたしまして、9月に入って8日に公表に踏み切りました。市民への公表について、その内容にかかわって3点ほど質問をさせていただきます。

第1点は、1人当たりの保険料について、現在の保険料と試算されたものとを比較をして、どのようになっているのかお伺いをいたします。

2点目は、市民への公表はどのような形で実施をされるのか教えていただきたいと思えます。

3点目に、国保の県単位化が実施をされると、県から市に対し、納付金の請求がされることになっております。その根拠となる計算方法や計算過程が見える形で請求がされるように、県に対し要望を行ってほしいと思えますが、市のお考えをお尋ねをいたします。

続きまして、均等割の見直しによる子育て世帯の保険料負担軽減についてお尋ねをいたします。

国保世帯で被保険者数に応じて定額を賦課する均等割。子どもの数が多い世帯ほど国民健康保険料の負担が重くなります。しかも、防府市は、県内13市中、医療分均等割額は最も高く、1人当たり3万200円となっております。お隣の山口市は2万2,900円ですから大きな開きがございます。子どもの数が多いほど負担が大きくなる。このことは、子育て支援への逆行ではないか、とりわけ防府市が多子世帯等への経済的支援の充実を掲げ、まさに先ほど御答弁いただきましたように、祝金制度などの取り組みも進めている中で、大変矛盾をしております。突出した均等割額の見直しで、保険料の軽減ができないかどうかお尋ねをいたします。

○議長（松村 学君） ただいまの質問に関する答弁を求めます。生活環境部長。

○生活環境部長（岸本 敏夫君） 御質問にお答えいたします。

まず、最初の保険料の試算結果の件でございます。

議員も御承知と思いますが、今回公表されました山口県国民健康保険運営協議会の資料によりますと、防府市の1人当たりの保険料調定額は、現行が9万2,802円で、試算された額が9万1,271円でございます。額としては現行と余り変わらないというところでございます。県内13市で比較いたしますと、本市の保険料額はこれまで同様、最も低い水準でございます。

続きまして、市民への公表方法等についてでございます。

去る9月8日の山口県国民健康保険運営協議会の開催を経て、県内、市・町の国民健康保険料の試算結果が公表され、報道されているところでございます。市といたしましては、ホームページに掲載するなどの対応をしております。

そして、今回、国民健康保険料の試算結果が公表されましたが、市に対しまして試算結果の算定根拠はお示しをしていただいております。平成30年1月の初旬には、国民健康保険事業納付金及び標準保険料率が確定し、提示されると思われまので、今後、算定根拠を示していただけるよう他の市・町と連携し、国保連携会議などにおいて山口県へ要望してまいりたいと存じます。

続きまして、2点目の均等割の件でございます。議員御承知のとおり、国民健康保険料は医療分、後期高齢者支援金分、介護分の3つの保険料から成り立っております。それぞれ世帯の所得に係る所得割、被保険者1人当たりに係る均等割、1世帯当たりに係る平等割の合計により算定しているものでございます。

本市の国民健康保険料は、平成20年度以降据え置いておまして、山口県内13市で一番低い水準になっております。

さて、この内の均等割の見直しについての御質問でございますが、均等割、平等割の保険料につきましては、被保険者世帯の総所得により軽減措置を設けておまして、軽減判定所得基準により7割、5割、2割の軽減を行っております。また、5割、2割軽減の対象世帯に対しましては、従前より軽減所得基準を緩和してきておまして、平成29年度にも基準額を引き上げて、対象世帯の拡大をいたしているところでございます。

議員御質問の子育て世代、特に多子世帯での保険料の負担感が大きいことは十分認識いたしております。現在、平成30年度からの都道府県化に向けて準備を進めている最中であり、また、国保運営の将来的な動向も不透明ではございますが、今後、保険料の改定を行う際には、保険料全体のバランスを考える中で、均等割についても見直してまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（松村 学君） 10番、山本議員。

○10番（山本 久江君） 均等割の見直しに言及する御答弁であったというふう感じております。

そもそも、市町村国保が抱える構造的な課題がございます。これは国の資料ですけれども、そもそも国保というのは大変な制度なのだということで、例えば、年齢構成が高く医療費水準が高い65歳から74歳の割合が、国保は32.5%、健保組合は比較して2.6%、1人当たりの医療費も、国保が31.6万円、健保組合は14.4万円、制度の違いがあります。それから、財政基盤も所得水準が低いと、国保は所得水準が低いということです。加入者1人当たりの平均所得が、国保は83万円、健保組合が200万円、これ推計ですけれども、所得水準が健保組合はるかに高い。それから、国保は無所得世帯の割合が23.3%。3つ目に、保険料負担が重いということです。

このことは強調したいと思いますが、加入者1人当たりの保険料は、加入者1人当たりの所得に対してどのくらいかということなんですけれども、市町村国保は9.9%、約10%です。それに比べて健保組合は5.3%、こういう数値です。この違いがあります。それから、保険料の収納率の低下の問題や一般会計からの繰り入れ、あるいは繰上充用等さまざまな国保が抱える構造的な課題、これは国の資料ですけれども、こういうふうに書かれてあります。

こういった根本的な制度の矛盾があるわけですから、将来にわたって保険料の高騰を抑えていくには、国庫負担割合を引き上げて、国保の財政構造を根本的に変えるしかないと思います。

かつて、給付費の6割以上という国庫負担の水準がございましたけれども、これを回復をして、さらに不断の拡充を行っていくことこそが、国保会計の、あるいは国民皆保険を持続可能にしていく道ですけれども、国がとった道は国保の県単位化と、こういう方向が打ち出されました。これによって、市は、納付金、これを完納しなければなりません。

この義務づけと同時に、県が公表する標準保険料率を参考にして国保料を決めることとなります。それが幾らになるのか、どうなるのかといったこと、市民は早く公表してくれと求めていたわけですけれども、御答弁にありましたように、やっと公表されました。防府市は、現行1人当たり9万2,802円に対し、9万1,271円。ほぼ今の水準と答弁はされましたけれども、引き下げられたわけです。引き下げた試算が公表をされているわけです。

高い保険料を何とか下げてくれという市民の声、県の試算でも今より低い保険料が示される。だとしたら引き下げるほかないのではないのでしょうか。この点もちょっと、担当部

よりも市長さんにお尋ねしたいんですが。県の試算でも引き下げた保険料が提示をされた。市民の声も、もう高すぎて払えないという声がある。そうすると、新年度は、引き下げる方向で検討する必要があるのではないかと。いかがでしょうか。

○議長（松村 学君） 市長。

○市長（松浦 正人君） 部長も答弁いたしておりますが、本市の国民健康保険料は、もう長いこと据え置かれたままになっておりまして、県内では一番最下位、一番低い水準に置かれたままでございます。そうした中で、私も国保の会長を10年ぐらい、県の会長をやっておりましたので、その辺のところはそこそこわかっておるつもりでございますが、今度は各県においてそこらを取りまとめていかれることとなっておりますので、そこら辺の動向を、我が市としてもしっかり注視していく必要があると、このように感じている次第でございます。

○議長（松村 学君） 10番、山本議員。

○10番（山本 久江君） 時間がありませんので、子どもの均等割については見直しも視野にということも触れられましたので、この項は御努力をお願いいたします。

松浦市長、最後に聞きますけれども、昨年度の防府市の国保の決算、どうなっているか御存じと思いますが、歳入歳出差し引き約10億6,000万円です。10億6,000万円。もちろん前年度の繰越金等もありますのでそういったことは加味しなければなりません。これだけ市民が高過ぎて払えないと言っている中で、国保会計は10億6,000万円の黒となっております。実態はもっと深く見ていかなければなりませんけれど。これは、しかも県の資料を見ますと、防府市の1人当たりの医療費というのは低いほうなんです。市民が一生懸命高い保険料、払いたくても払えないような状況の保険料を一生懸命払いながら、しかも医療費そのものは県内でも低いほう。これは、やはり市として、行政として、保険料引き下げに踏み切る。県の試算でも引き下げた額が示されたわけですから、これを、今の現行を維持する、ましてや上げるなんてとんでもない話です。引き下げていくほかないのではないのでしょうか。最後に御答弁をお願いいたします。

○議長（松村 学君） 市長。

○市長（松浦 正人君） 私からは、先ほども申し上げましたように、しっかり注視してまいりたいと存じます。

○議長（松村 学君） 10番、山本議員。

○10番（山本 久江君） 市の国保の運営協議会も、来年1月ですか、開かれます。各、それぞれの団体からの皆様のお声も反映されると思います。ぜひ、新年度、市民の皆様の声に応じて、国保料、引き下げていただけますように、心からお願いを申し上げまして、

私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（松村 学君） 以上で、10番、山本議員の質問を終わります。

○議長（松村 学君） お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、これにて延会することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松村 学君） 御異議ないものと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決しました。お疲れさまでした。

午後3時18分 延会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成29年9月11日

防府市議会議長 松村 学

防府市議会議員 牛見 航

防府市議会議員 藤村 こずえ

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成29年9月11日

防府市議会議長

防府市議会議員

防府市議会議員